

下仁田町環境基本計画

～未来が輝く 水源のまち 下仁田～



町中心付近を流れる鍬川
【背景は下仁田を代表する根なし山クリッペ群】

平成 2 9 年 3 月

下 仁 田 町

目 次

1. 環境基本計画とは	1
1.1 なぜ、環境基本計画が必要なのか	1
1.2 計画の目的	3
1.3 計画の役割	3
1.4 本計画の位置づけ	4
1.5 計画の期間	7
1.6 計画の構成	7
2. 下仁田町の環境の現状	8
2.1 自然的特性	8
2.2 社会的特性	10
2.3 景観・公園	12
2.4 水質・大気	14
2.5 ごみ処理・し尿処理	16
2.6 下仁田町の環境の課題点	18
3. 計画の内容	22
3.1 下仁田町の将来の環境像	22
3.2 具体的な施策の構成と目標	23
4. 具体的な施策の展開	24
4.1 水環境	24
4.2 山林・農地	26
4.3 自然・生きもの	28
4.4 ごみの減量	29
4.5 省エネ・省資源	32
4.6 景観	35
4.7 生活環境	36
4.8 老朽危険空家	37
4.9 地球温暖化防止策	38
4.10 放射線対策	39
4.11 環境への意識	40
4.12 重点施策	42
5. 計画の推進と進行管理	46
5.1 推進体制	46
5.2 進行管理	48
6. 資料編	49

1. 環境基本計画とは

1.1 なぜ、環境基本計画が必要なのか

「下仁田町環境基本計画」は、下仁田町の環境をより良くしていくために、町民・事業者・町行政がそれぞれどのようなことに取り組むべきか、を明らかにしたものです。

下仁田町は、水と緑があふれる、美しい町です。では、なぜこのような町に「環境をより良くしていく」ための取り組みが必要なのでしょう。それは、私たちを取りまく環境に、さまざまな問題が生じているためです。

「環境」とひとくちに言っても、その対象はとても幅のひろいものです。

環境と聞いたときに、まず思い浮かべるのは何でしょうか。川や山などの自然(自然環境)を思い浮かべる人も多いでしょう。自然の中には、そこを生活の場とするさまざまな生きものがあります。これらの生きものたちが今後も生存し続けていくためには、生活の基盤である自然環境を保全していくことがとても重要です。

ふだん私たちが生活している場所はどうでしょうか。家々やお店、会社などの集まりが「街」ですが、そこには道路が通り、車が走っています。工場があり、いろいろなものを作っています。これらもみな、環境としてとらえることができます。

下仁田町は緑豊かなため空気はきれいですが、空気が汚ければ人々の健康に影響がでます。また、騒音や振動があれば、夜ぐっすりと眠ることができません。

私たちが生活すると、ごみが出ます。出されたごみは、いったいどのように処理されるのでしょうか。もしごみが処理されずにそのまま放置されていけば、見た目が悪いだけでなく、有害な物質を出すなど、悪い影響を及ぼしかねません。

このように私たちの生活は、さまざまなかたちで環境と結びついており、環境のことを考えずに生きていくことはできません。環境とは、私たちを取りまくものすべて、とすることができるとのことです。



身近な行いが地球規模に影響するのが環境問題です。

ここまで、身近な「環境」について見てきましたが、もっと大きな「環境」もあります。地球規模で注目されている環境問題に、「地球温暖化」^{→コラム}があげられます。地球温暖化をストップさせるためには、その原因となっている二酸化炭素などを減らすことが必要ですが、私たちの生活の中でも取り組むことができます。例えば、電気を節約する、車での移動を控える、冷暖房を控えめにするなどです。

このように、環境問題は私たちの生活と密接に関係しています。そして、環境問題の解決のためには、町民や事業者、町行政がそれぞれの立場でできることに取り組む必要があります。

町行政では、これまでもさまざまな施策を行い、成果をあげてきました。しかし、複雑で広範囲にわたる環境問題に対して、より効果的に対応するためには、問題全般の体系的な整理と、総合的な取り組みを進める必要があります。そのため、



さまざまな分野の課題点を体系的に位置づけ、取り組みの方向性を示す「下仁田町環境基本計画」を策定することが必要となりました。この計画は、町民、事業者、町行政が共通の目標を持ち、それぞれがどのような取り組みをしていけばよいかをまとめたものです。この計画を道しるべとして、町内外の人にとって心地よいと思えるような町

の環境づくりのため、ぜひ一緒に取り組んでいきましょう。

コラム 地球温暖化

地球温暖化とは、地球全体の平均気温が上昇する現象です。主な原因の一つとして考えられているのが、私たちの生活や経済活動で大気中に排出される二酸化炭素(CO₂)などの量が増えている、というものです。二酸化炭素などの気体は、太陽から地表に届いた熱が地表で反射したとき、その熱を宇宙区間へ放出せずに大気中に蓄える効果(温室効果)があります。このため、地球の気温が温室のようにだんだん上昇するというものです。

気温が上昇すれば冬が暖かくなって良いではないか、ということはありません。温暖化によって農作物の生育に影響が出る、南極や北極の氷が溶けて海面が上昇する、気候の変化によってこれまでその地域では生息していなかった生きものが生息するようになり、これまで発生しなかった自然災害や病気が発生する、といったさまざまな影響が心配されています。

1.2 計画の目的

下仁田町は、日本一広い流域面積を持つ利根川の支流・鎗川の上流に位置する、「水源のまち」です。広い範囲に山林が広がっており、「緑豊かなまち」でもありません。下仁田町に住むわたしたちは、先人たちが守り育ててきた豊かな水と緑に守られてきました。

昨今、さまざまな場面において、環境への配慮が求められるようになってきました。それは、環境を守りより良くしていくことが私たちの存在基盤を守ることであると同時に、先人たちから受け継いだ環境を、わたしたちの子どもや孫たち、すなわち次の世代により良いすがたで引き継いでいく義務があるからです。

「下仁田町環境基本計画」（以下、本計画といいます）は、「未来が輝く 水源のまち 下仁田」をスローガンに、将来の望ましい環境像と目標を明らかにし、町民、事業者、町行政などすべての人々が、それぞれの立場で、または連携して環境の保全のために取り組むことを目的としています。

また、本計画では町民の身近な環境への取り組みを整理するとともに、省エネルギー・省資源などを通じて地球規模の環境問題についても取り組みを示しています。



川のりを育む清流

1.3 計画の役割

本計画は、上記の目的を達成するため、下記の役割を持っています。

■ 町の望ましい環境像についての共通認識をもつ

町がめざす環境のイメージを定め、町に関わるすべての人が共通認識をもつことが、問題に取り組むための第一歩です。

■ 町に関わるみんなが参加する

町の環境をより良くするための取り組みは、町行政だけでできることではありません。町民、事業者、町行政などのそれぞれの立場でできることがあります。環境をより良くするためには、共通の目標を持ち、それぞれの立場で参加していくことが重要です。

本計画では、それぞれの立場の取り組みの方針を示しています。

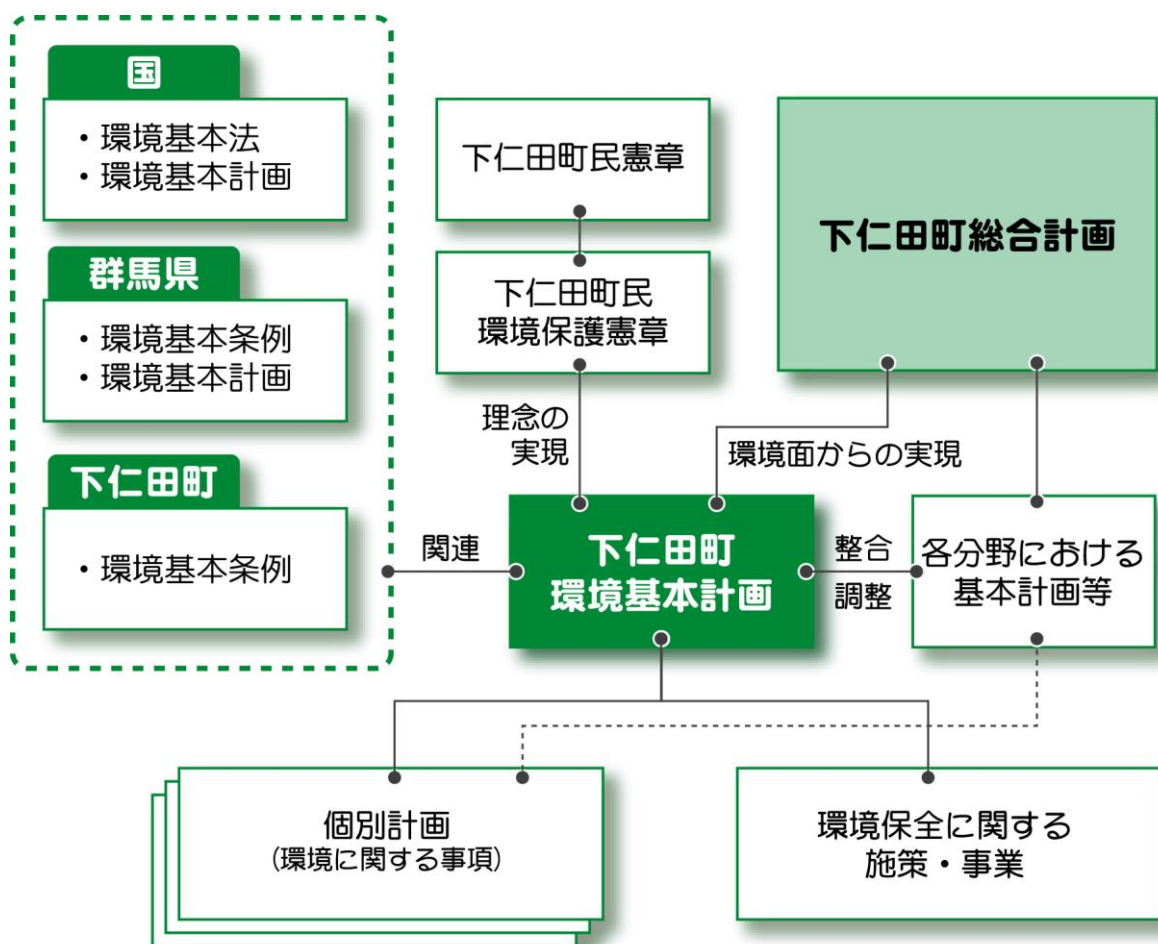
■ 住みよい町づくりを環境面から実現する

町の環境をより良くすることは、住みよい町づくり、誇れる町づくりに直結しています。

1.4 本計画の位置づけ

下仁田町は第5次総合計画において「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまちしもにた」を町づくりのテーマとしており、町民憲章の理念に基づき美しく豊かな自然環境や交通立地条件を活かした町づくりを進めています。また、自然保護の理念をより具現化するものとして、平成16年度には「下仁田町民環境保護憲章」を制定しました。

本計画では、この憲章の理念を基本的な考え方とし、その実現をめざします。



下仁田町環境基本計画の位置づけ

下仁田町民憲章

昭和60年10月12日告示 第44-2号

豊かな緑と、清流の美しい郷土に生きる
わたくしたち下仁田町民は
先人の遺業を受け継ぎ、この町民憲章のもとに
限りない発展をめざし、力強く前進します。

- 1 わたくしたちは、めぐまれた自然を愛し、
「やすらぎのある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、伝統を受けつぎ、教養を深め、
「文化の香りたかい町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、お互いに助け合い、
「ふれあいのある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、仕事に創意と誇りをもち、
「活力のある町」をつくります。
- 1 わたくしたちは、心身ともにすこやかで、
「明るく住みよい町」をつくります。

下仁田町民環境保護憲章

平成16年4月1日告示 第46号

わたくしたち下仁田町民は
下仁田町民憲章の理念のもと
自然と調和した美しい郷土を守ります

- 1 わたくしたちは、美しい自然の恩恵、
水と緑の環境を守り育てます
- 1 わたくしたちは、水源の町としての誇りを忘れず、
環境美化・緑化に努めます
- 1 わたくしたちは、資源を大切にし、
率先してごみの減量化に務めます
- 1 わたくしたちは、自然環境に最大限配慮し、
快適で安全に暮らせる町をつくります
- 1 わたくしたちは、みんなの知恵と努力で
資源循環型社会を築き、夢と希望のある町をつくります

コラム：国や県の取組

本計画は、町民にもっとも近い自治体として、町民との協働を基調とした計画ですが、国や県の取り組みと協調しながら進めることが求められます。

国では、環境基本計画を環境の保全に関する総合的で、かつ長期的な施策を整理して示すものと位置づけています。平成6年に、最初の環境基本計画が策定されました。

国の計画では、「循環」、「共生」、「参加」および「国際的取組」という4つの長期目標を掲げ、これに基づく施策の展開によって、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを進めました。

定期的に見直しも行われており、平成12年には第二次環境基本計画、平成18年には第三次環境基本計画、平成24年には第四次環境基本計画が策定されました。このうち、第四次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿について、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することやその基盤として、「安全」を確保することを掲げています。

このような国における取り組みを受けて、地方自治体でも環境基本計画の策定が進められました。群馬県では平成9年に群馬県環境基本計画を策定、平成18年に第二次群馬県環境基本計画、平成28年に第三次群馬県環境基本計画を策定されています。

群馬県環境基本計画 2016-2019 における重点取組

- 1 地球温暖化の防止
- 2 生物多様性の保全・自然との共生
- 3 森林環境の保全
- 4 生活環境の保全と創造
- 5 持続可能な循環型社会づくり
- 6 全ての主体が参加する環境保全の取組

1.5 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度(2017 年度)から平成 38 年度(2026 年度)までの 10 年間とします。また、新たに発生するさまざまな環境の課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、環境基本計画では中間となる 5 年目の平成 33 年度(2021 年度)に施策の達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。

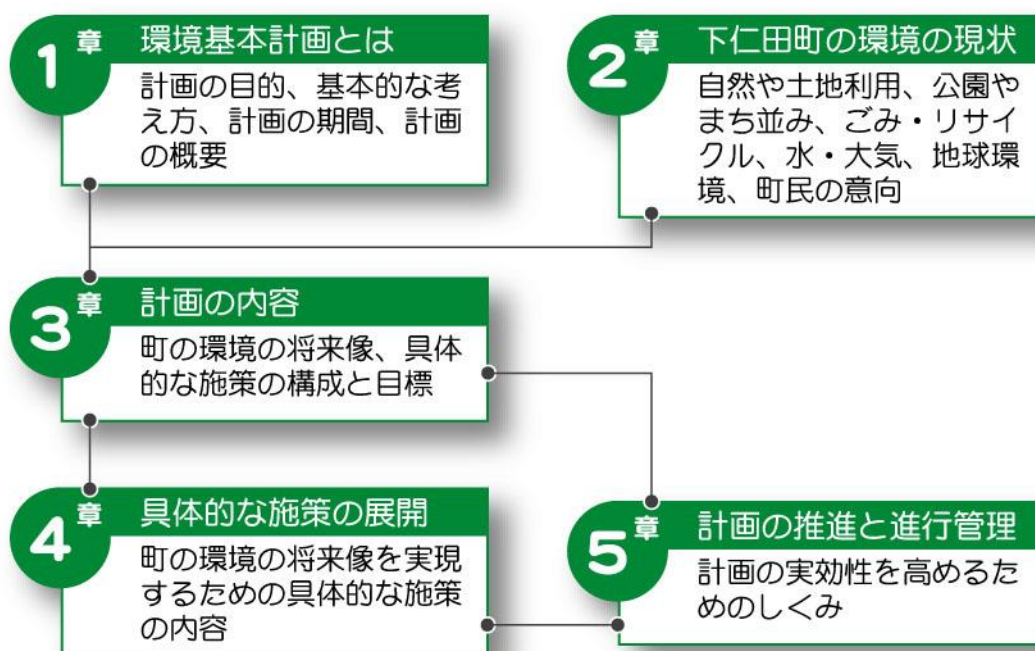


1.6 計画の構成

本計画は、5章で構成しています。

1～2章では、計画の基本事項と背景となる町の環境の現状について、3～4章では、計画を進めるための施策の体系と具体的な内容について示しています。

また、5章では計画を進める体制と、計画の達成状況を確認するための進行管理について示しています。



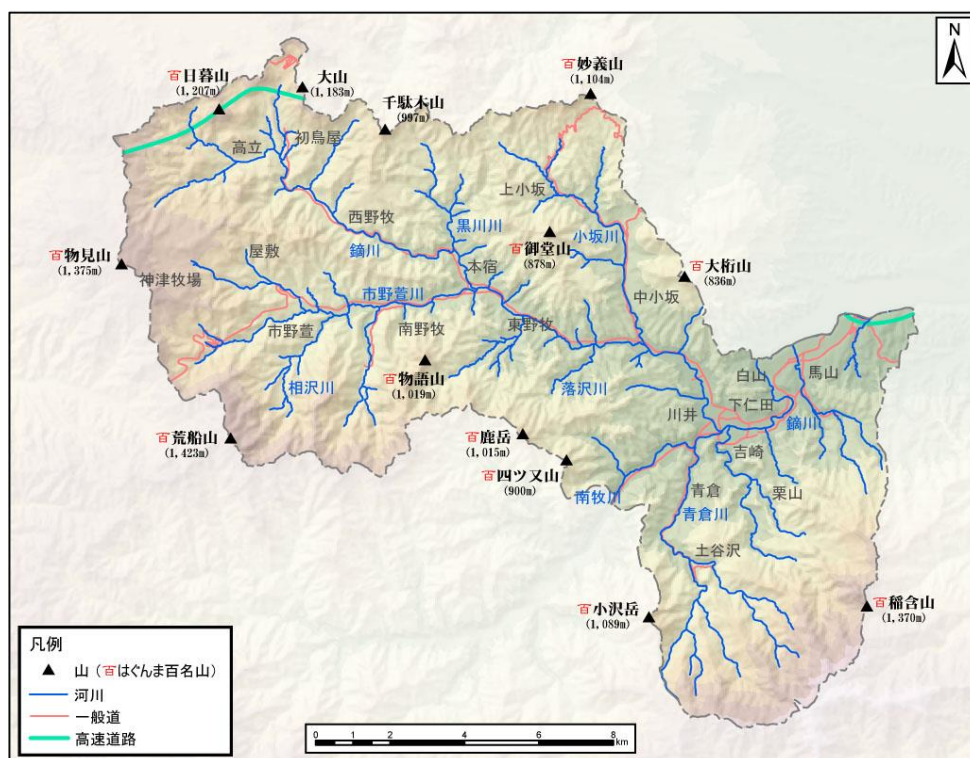
2. 下仁田町の環境の現状

2.1 自然的特性

地形・地質

下仁田町は、利根川の支流鑓川の上流域に位置しています。町の周囲は、西に位置する荒船山(標高1,423m)をはじめ標高800~1,400mの前後の山に囲まれています。また、隆起や陥没、河川の浸食によって形成された谷がのび、全般的に標高差が大きく急峻な地形を有しています。

地質も大変複雑な構造です。下仁田地区には、東西に延びる大断層帯(大北野一岩山断層)が走り、西南日本の内帯(日本海側)と外帯(太平洋側)を分ける中央構造線の東側延長部と考えられています。この断層の北側に広がる複雑な地質構造は「下仁田構造帯」と呼ばれて地質学者の注目を集めており、さまざまな研究が行われています。一方、断層の南側には、クリッペ群が存在し、「跡倉クリッペ」として日本の地質百選に選ばれました。(日本の地質百選選定委員会 平成19年5月10日)また、平成23年9月には、下仁田町特有の地形や地層が、大地の歴史や人との関わりを知ることができる自然公園「下仁田ジオパーク」として日本ジオパーク委員会に認定されました。

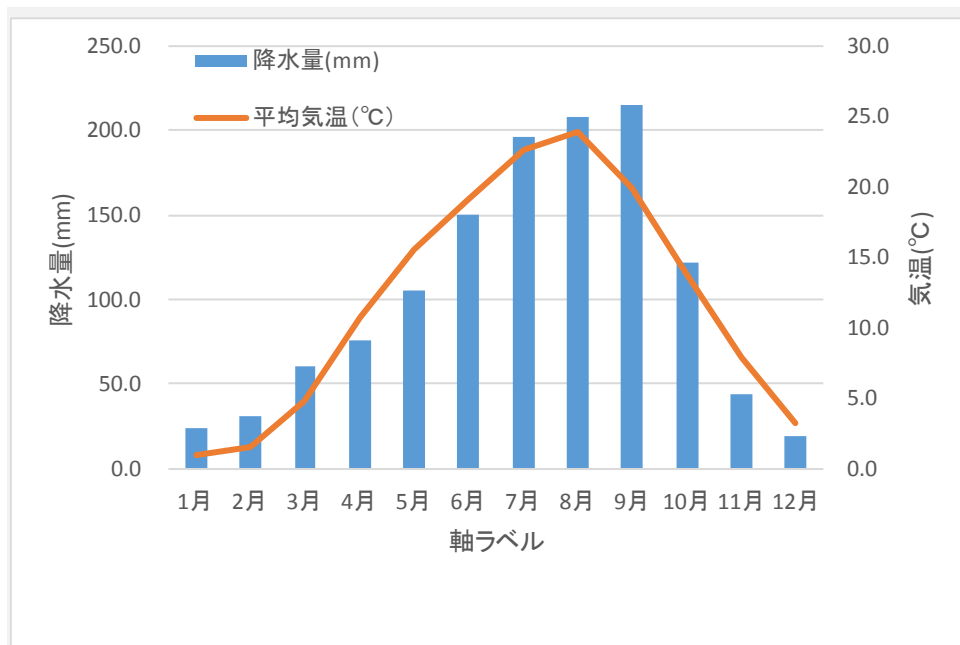


本町の地形

気象

本町は太平洋岸気候に属していますが、内陸にあるため気温の年較差が大きい特徴があります。年間降水量は約1,300mmで特に冬の降水量が少なく、群馬県内では最も雨の少ない地域の1つに該当します。年平均気温は12.0℃(1981年~2010年の平均値)で、群馬県内では比較的温暖な地域にあたります。

風は年間を通じて弱く、月平均風速は0.5~1.5m/s(2016年)程度です。

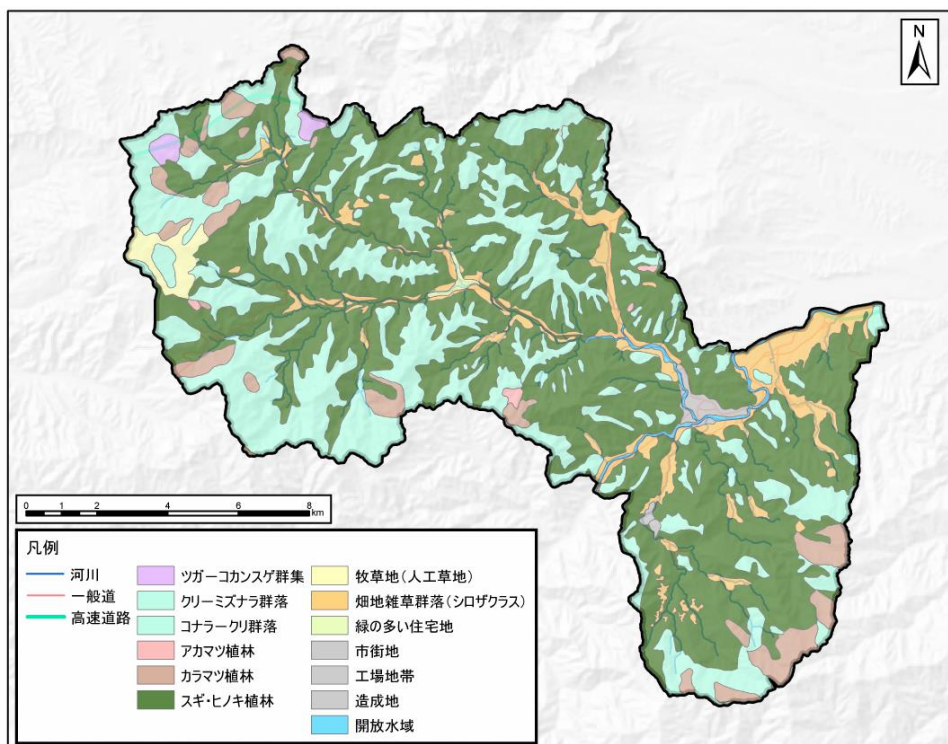


平均気温と降水量(西野牧観測所：1981年～2010年の平均値)

出典：気象庁アメダスデータ

植生

町域の大半は森林が占めています。町の東部～中央部にかけては人工林が多く、そのほとんどはスギ植林地です。中央部から西部にかけては地形がより険しく、落葉広葉樹林などが多くなっています。



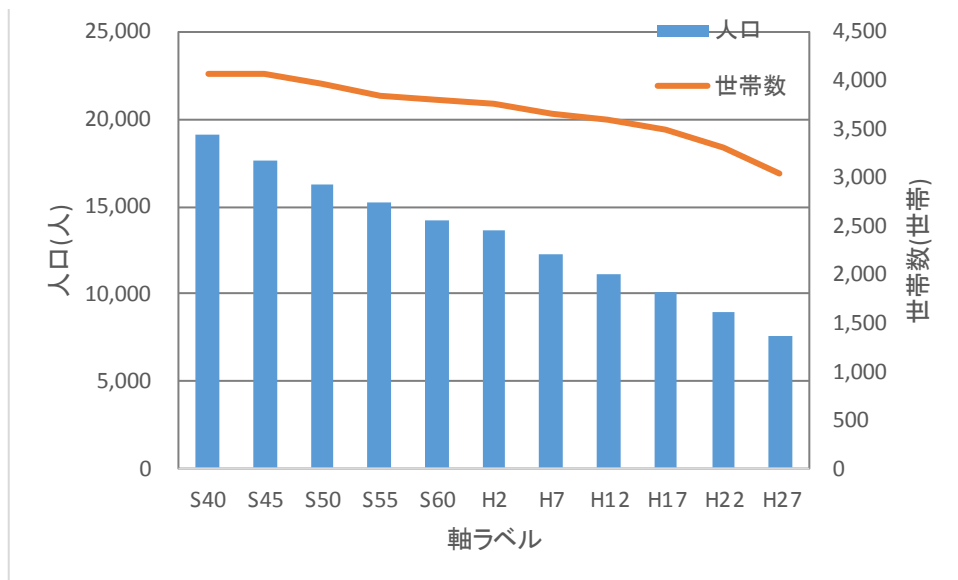
本町の現存植生図

出典：環境庁(当時)自然環境保全基礎調査(昭和56年)

2.2 社会的特性

人口・世帯数

本町の人口は7,564人、世帯数は3,040世帯(平成27年10月1日現在)です。人口と世帯数の推移をみると、昭和40年から漸減傾向にあります。1世帯あたりの人口は、昭和40年の約4.7人から平成27年の約2.5人と減少し、小家族化および核家族化の傾向がみられます。

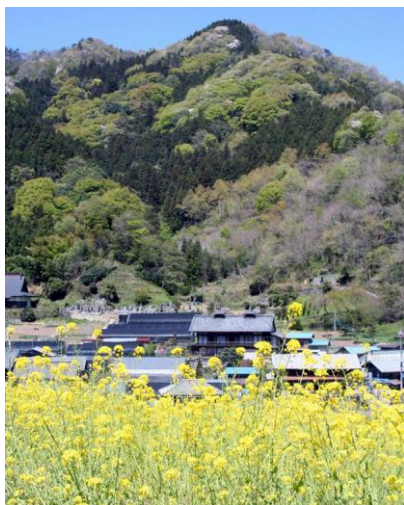


本町の人口と世帯数の推移

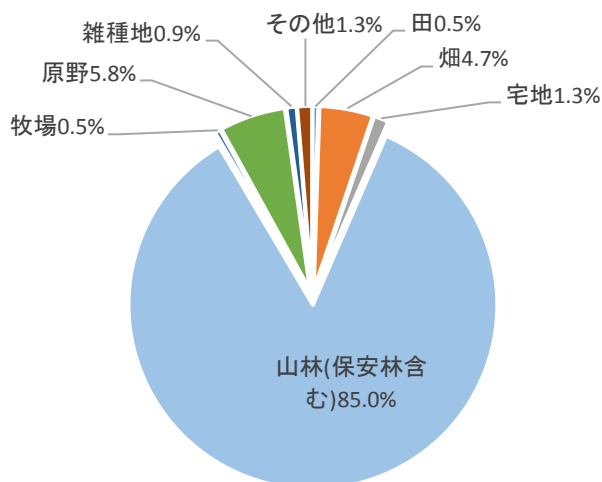
出典：国勢調査

土地利用

本町の土地利用は、山林・保安林の合計が約85%と町域の大半を占めています。ついで、原野(約6%)、畑地(約5%)となっており、山林・農耕地などの自然的土地利用が約96%を占めています。

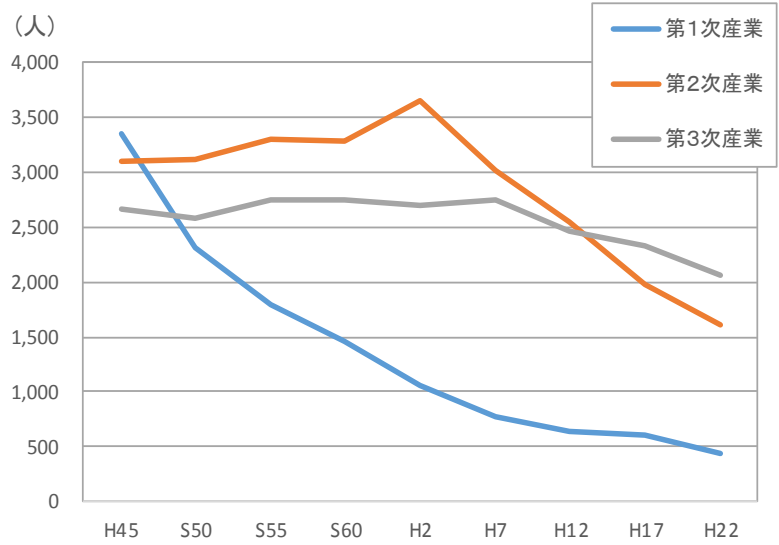


里地・里山(青倉地区)



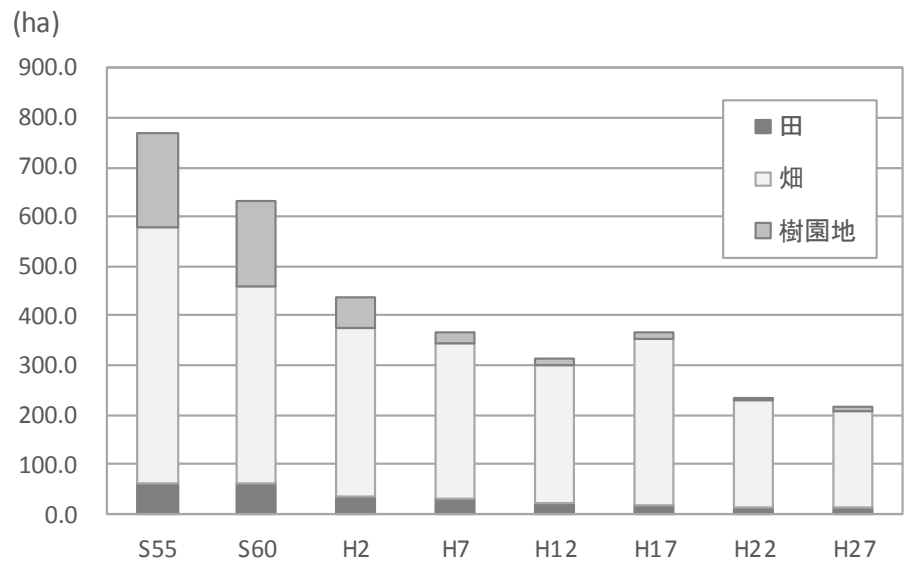
産業

産業別の就業者数の割合は、平成 22 年の時点で第一次産業(農林水産業)が 10.6%、第二次産業(鉱工業)が 39.0%、第三次産業(サービス業)が 50.4% となっています。このうち、第一次産業の就業者数は減少傾向が続いており、平成 22 年は昭和 45 年の約 13%まで減少しています。



産業別就業者数の推移 出典：国勢調査

就業者数が減少傾向にある農業では、耕地面積も減少しております。平成 27 年には、昭和 55 年の約 42%まで減少しました。特に樹園地と水田が大きく減少しています。

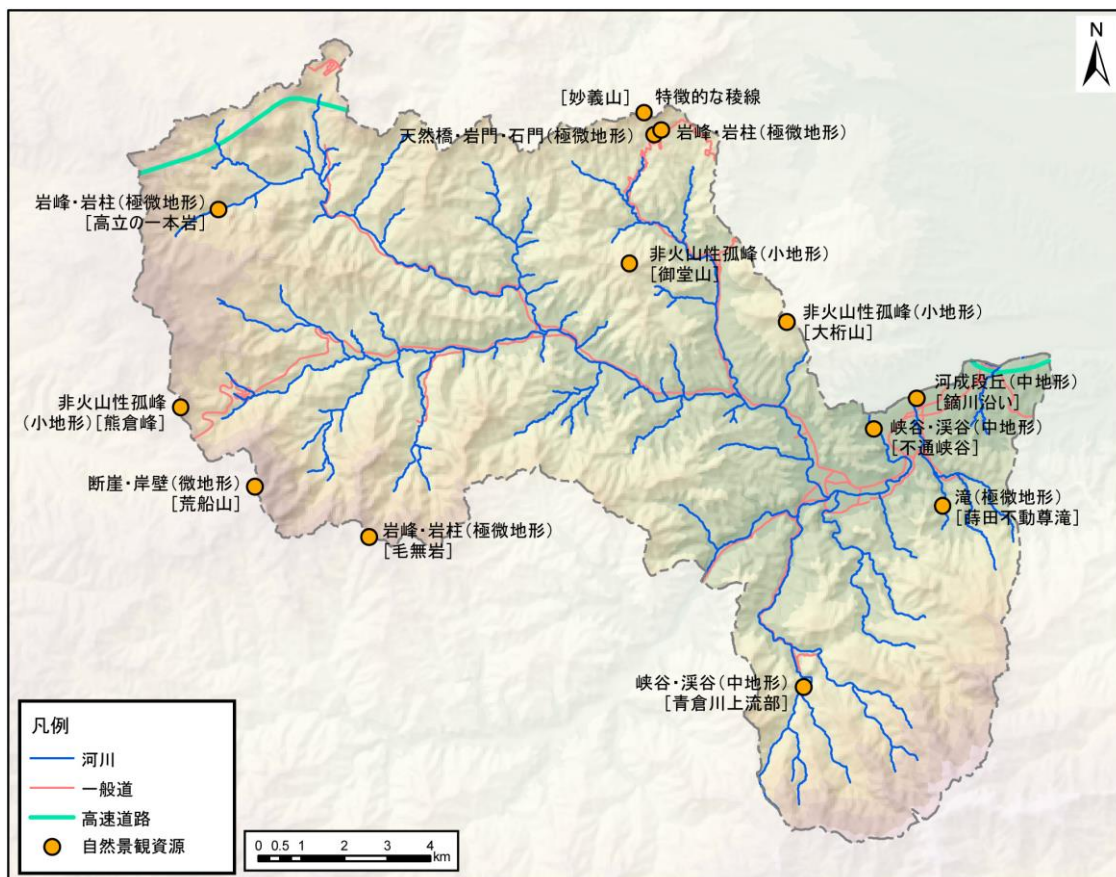


農耕地(杣瀬地区)

2.3 景観・公園

自然景観

本町は地形が急峻であり、また複雑な地質構造を有しているため、特徴的な自然景観が多数存在しています。昭和58年～昭和62年に環境庁(当時)が実施した第3回自然環境保全基礎調査では、地形が特異的な荒船山、妙義山のほか、熊倉峰、毛無岩、鑓川の不通渓谷、青倉川上流域、高立の一本岩などが自然景観資源として記録されています。



代表的な自然景観資源

出典：環境庁(当時)第3回自然環境保全基礎調査(自然景観資源調査)



稲倉山から望む荒船山

公園・文化財

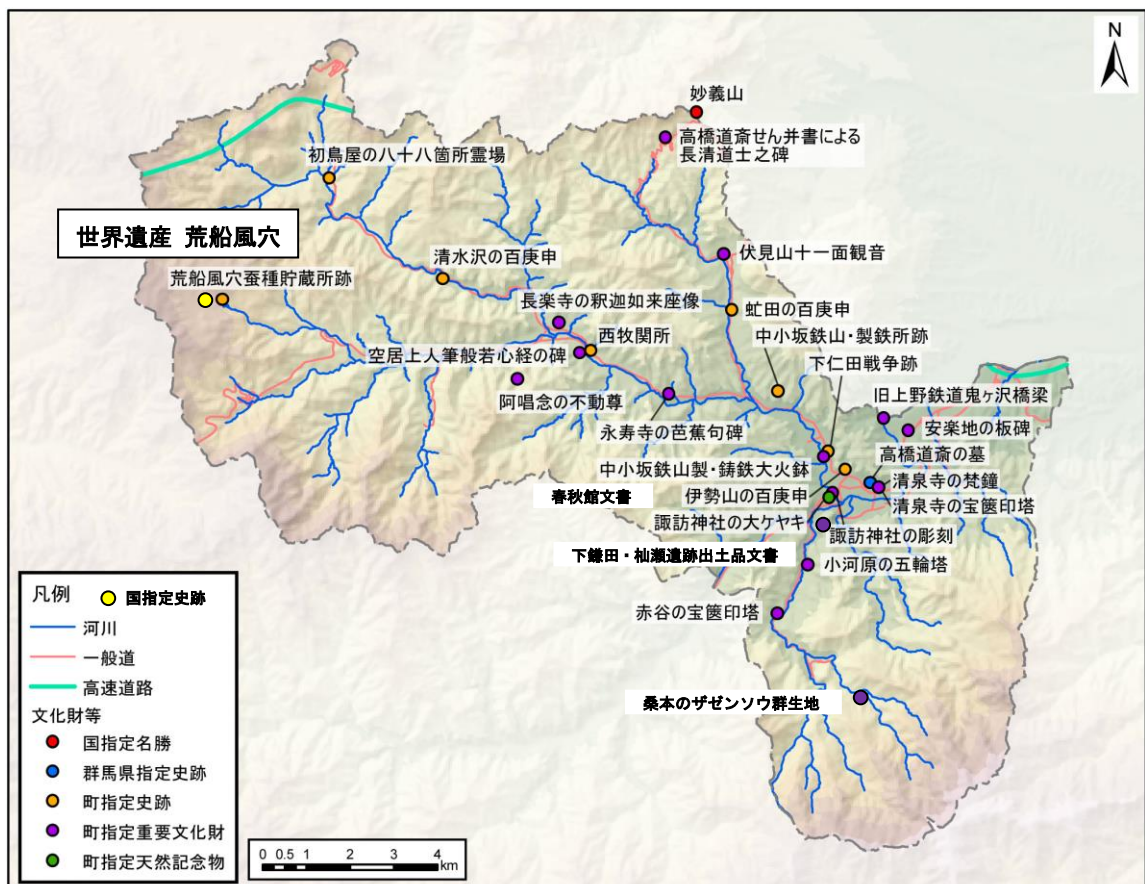
本町には、県立公園1カ所、都市公園3カ所、農村公園1カ所、その他2カ所の、合わせて7カ所、約52haの公園等が整備されています。また、荒船山・妙義山とその周辺は、妙義荒船佐久高原国定公園に指定されています。

公園の一覧

種別	名称(所在地)
県立公園	・ 妙義公園(上小坂中之嶽)
都市公園	・ 青岩公園(吉崎) ・ 吉崎公園(吉崎) ・ 山際公園(下仁田)
農村公園	・ 農村公園(南野牧道平ダム湖畔)
その他	・ 本宿公園(西野牧) ・ ほたる山公園(吉崎)
国定公園	・ 妙義荒船佐久高原国定公園(荒船山・妙義山・八風山など)

出典：町資料

また文化財は、国指定名勝1件、国指定史跡1件、県指定史跡1件、町指定史跡7件、町指定重要文化財16件、町指定天然記念物2件の、合計28件が指定されています。



文化財等の位置

出典：「下仁田町の歴史」

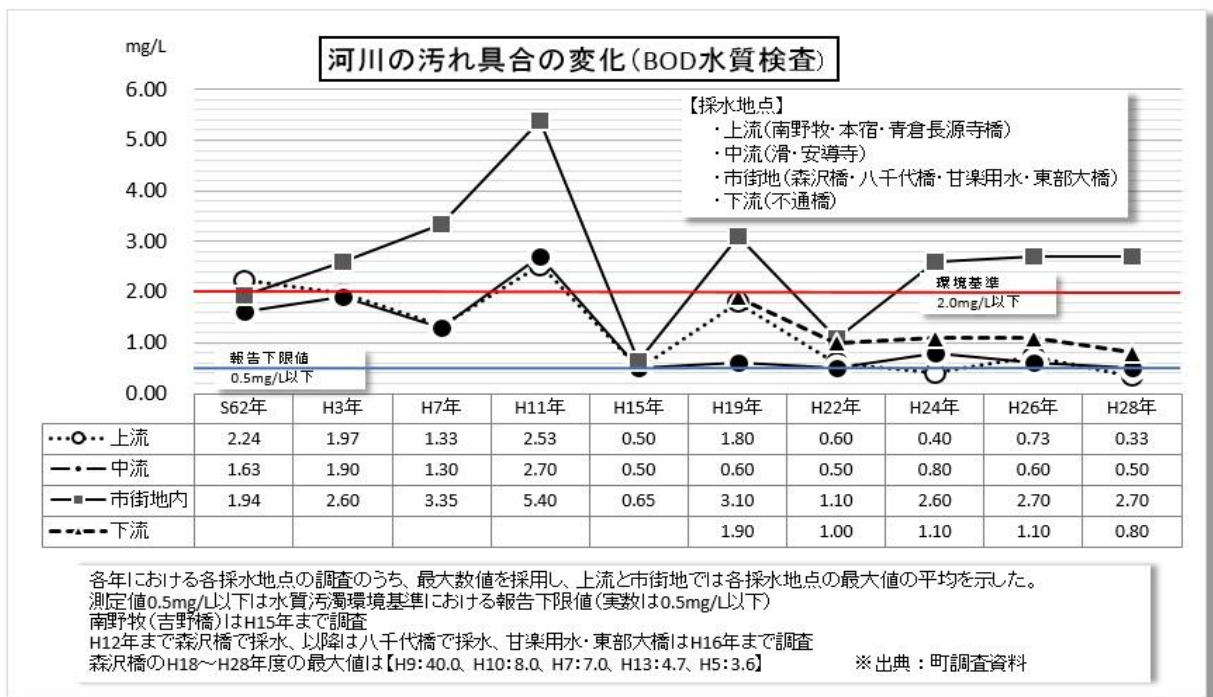
2.4 水質・大気

水質

本町では、鑄川、市野萱川、南牧川の計7地点において、年2回（7月または8月、12月）に定期的な水質調査を実施し、pH^{*}、BOD^{*}、SS^{*}、大腸菌群数^{*}の各項目を測定しています。水質の環境基準としては「生活環境の保全に関する環境基準（河川A）」が設定されており、pHおよびSSは全ての地点で環境基準の範囲内ですが、BODは環境基準未達成の地点があります。また、大腸菌群数は全ての地点で環境基準を上回っています。



水質調査地点



- ★BOD (生物化学的酸素要求量)：水中の有機物(汚れの原因)が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。川の汚れを示す「ものさし」としてよく用いられ、数値が大きくなるほど汚れていることを表す。
- ★pH (水素イオン濃度)：酸性やアルカリ性を示す数値。7が中性で、これより大きな値はアルカリ性、小さい値は酸性を示す。一般に河川の水はpH6～8程度。
- ★SS (懸濁(けんだく)物質または浮遊物質)：水中に浮遊、分散している物質の総称で、1μm以上2mm以下の物質。水の濁りの原因となる。1リットルの水に含まれる重量で表し、一般河川では25mg/l以下が正常とされている。
- ★大腸菌群数：し尿による汚染の程度などを示す指標。乳糖を分解して酸と一定量以上のガスを発生する細菌群の量を数値化したもの。数値が大きいかほど水中に存在する大腸菌群が多いことを示している。

大気

本町では継続的な大気の観測は行われていませんが、隣接する富岡市には県の一般環境大気測定局が設置されており、継続的な観測が行われています。観測されている項目のうち、硫黄酸化物*、窒素酸化物*、浮遊粒子状物質*については環境基準を超えたことはなく、環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダント*は環境基準が未達成の期間があり、特に太陽光線の強い春先から秋口にかけて多く発生しています。

- ★硫黄酸化物(SO_x)：硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄(SO)、三酸化二硫黄(S₂O₃)、二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、七酸化二硫黄(S₂O₇)、四酸化硫黄(SO₄)などがある。主に石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときに排出される。
- ★窒素酸化物(NO_x)：窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。主に工場の煙や自動車排気ガスなどとして排出される。
- ★浮遊粒子状物質(SPM)：大気中に浮遊している粒子状物質で、環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。
- ★光化学オキシダント：窒素酸化物や炭化水素の濃度が一定レベル以上のとき、太陽光(紫外線)で化学変化(光化学反応)をおこし発生する、目やノドを刺激する酸化性の物質。気温が高く、日射が強く、風がないなどの気象条件のときに、オキシダントが地上低くよどんで視界がさえぎられる現象を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

コラム 森林は温暖化防止にどのように役立っているか

森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)を吸収し、地上部及び地中に炭素を貯留する役割を果たしています。では、下仁田町の広大な森林は、どのくらいの二酸化炭素を蓄えているのでしょうか？

一般に、森林の二酸化炭素貯留量と吸収量は、炭素の量で計算されます。森林と一口にいいますが、樹木の部分と土壌の部分に分けられます。

樹木部分 (約25%)	(森林の幹材蓄積) × (木材の単位堆積あたり質量) × (樹木全体への換算係数) × (炭素含有率)
土壌部分 (約75%)	土壌の種類により変わりますが、大部分の森林土壌は1ha 当たり200~300tの炭素を貯留しています

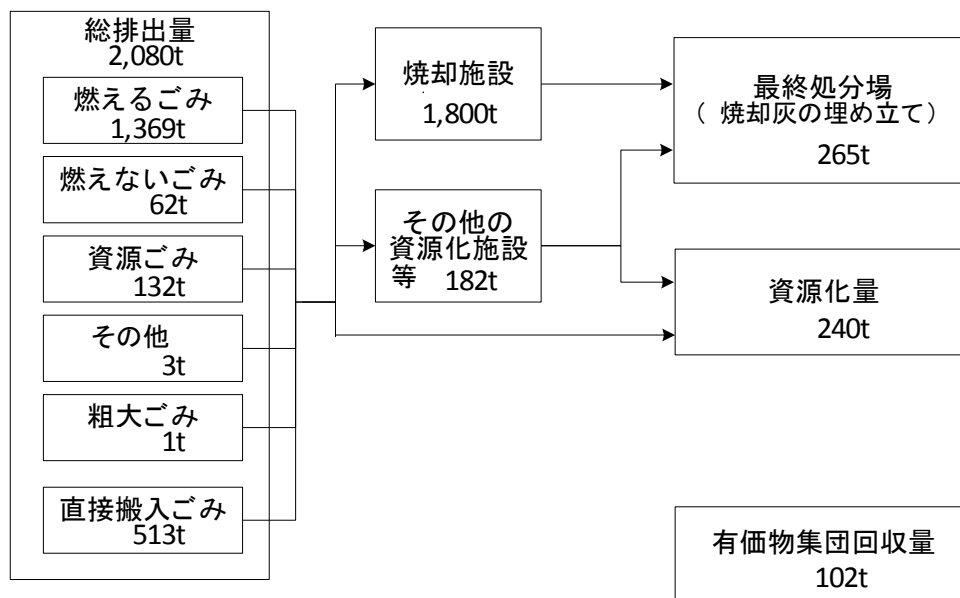
この計算方法によると、群馬県全体の二酸化炭素貯留量は約11200万トンとなります。下仁田町の森林は、県全体の3.95%を占めていることから、単純に計算すると約442万トンの二酸化炭素を蓄積していることとなります。群馬県内全体で一年間に排出されている二酸化炭素は約432万トン(2005年)であり、下仁田町で蓄積されている二酸化炭素とほぼ同じ量です。

参考：群馬県林業試験場ウェブページ／群馬県ウェブページ

2.5 ごみ処理・し尿処理

ごみ処理

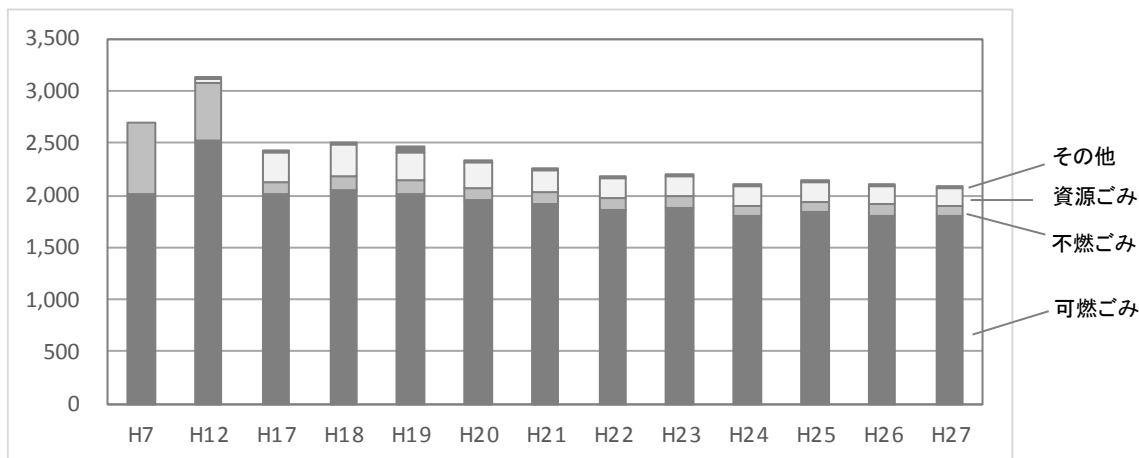
本町では、家庭等から排出されるごみを「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」、「乾電池・体温計・蛍光管」、「粗大ごみ」と区分し、収集および処理を行っています。なお、ごみ処理事業を運営する甘楽西部環境衛生施設組合では、ごみの減量化と再資源化を進めるため、清掃センター内に中間処理施設としてリサイクルセンターを建設し、平成 15 年 4 月より稼働させています。



ごみ処理フローおよび処理量(平成 27 年度)

出典：町資料(一般廃棄物処理事業実態調査)

平成 12 年度「容器包装リサイクル法」が全面施行されたことに伴い、それまで可燃・不燃ごみとして処理していたカン・ビン類、ペットボトル、紙類を、資源ごみとして分別収集に切り替えました。以降、可燃・不燃ごみは大幅に減少しています。

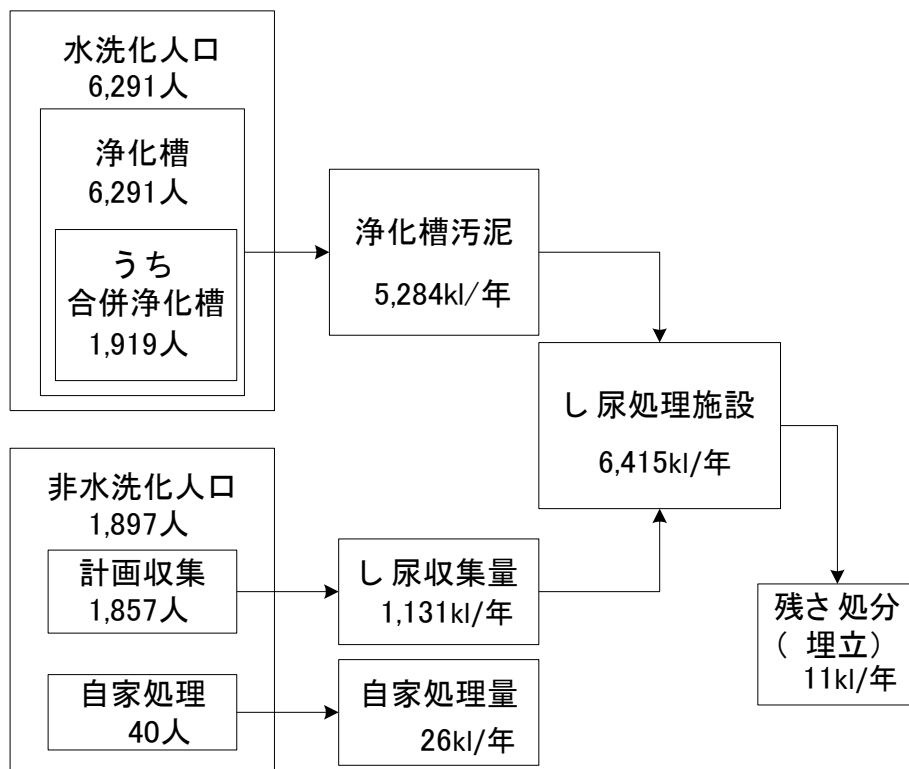


ごみ処理量の推移

出典：町資料(一般廃棄物処理事業実態調査)

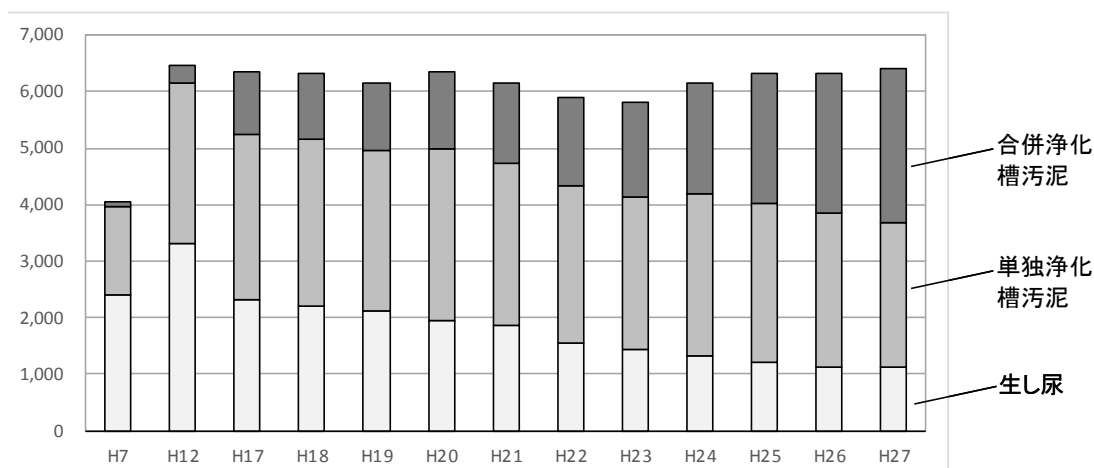
し尿処理

本町におけるし尿処理は、水洗化の進行とともに汲み取り収集一括処理から浄化槽処理へと変化しつつあります。こうした状況を反映して、甘楽西部環境衛生施設組合で設置している下仁田南牧クリーンセンターでは、し尿および浄化槽汚泥の衛生的かつ効率的な収集運搬および処理を行っています。



し尿処理フローおよび処理量 (平成 27 年度)

出典：町資料 (一般廃棄物処理事業実態調査)



し尿処理量の推移

出典：町資料 (一般廃棄物処理事業実態調査)

2.6 下仁田町の環境の課題点

第一次環境基本計画策定時のアンケートに寄せられた意見や、環境基本計画策定委員会における議論から、下記のような環境の課題点が出されました。

水

家庭排水や工場排水による河川の汚れが課題点としてあげられました。

分類	課題点
家庭排水	<ul style="list-style-type: none">• 下水道が整備されておらず、家庭排水が川へ流入している。• 家庭の油やしょうゆなどが排水と一緒に流されている。台所の排水が川を汚している。• 台所の排水口に水切り用の網をつける運動が普及しない。• 昔、台所の排水は一旦ため池にためて沈殿し、石垣で組まれた複雑な流路を流れることによって自然に浄化されていた。• 各戸での浄化槽設置及び維持管理の費用が高く、また検査も多いため負担が大きい。
工場排水	<ul style="list-style-type: none">• 事業所から川へ流れる排水に問題がある。
川	<ul style="list-style-type: none">• 川は汚れ、魚の姿もほとんど見られなくなった。青倉川の水生昆虫を調べたが、虫はほとんどいなかった。• 川の石はヘドロをかぶり、汚く危険。• 川の水がきたなく、くさい臭いがする。• 河原の汚れが目立つ。• 鐺川の水質が悪化し、30年くらいで泳げない川になってしまった。水質調査結果では、特に大腸菌が多い。

山林・農地

耕作放棄された農耕地の問題、手が入らなくなったことにより荒廃した山林の課題点があげられました。

分類	課題点
農耕地	<ul style="list-style-type: none">• 農地周辺のヤブが増えている。• 荒廃した耕作放棄地、休耕地が各地に多くみられる。
山林	<ul style="list-style-type: none">• スギ林が多いために景観の魅力に乏しい。また、スギ花粉がひどい。• 鐺川沿いに竹林が増えている。• 手入れが行われていないために鬱閉して暗くなっていたり、樹木が育ちすぎて日当たりが悪くなるなどの影響が出ているところがある。• 山林の林床が荒れ、岩ばかりになっている。山が保水できなくなっており、雨が降ったらすぐに流れてしまう。• 私有林は費用の問題で手が入らなくなっている。

生きもの

町内にみられる貴重な自然環境の保全があげられた一方、人々の生活の場を脅かしつつある生きものについての課題点があげられました。

分類	課題点
自然保護	<ul style="list-style-type: none">・ 貴重な生きものの生育・生息地に開発の計画がある。・ 人為的に守られてきた里山や田畑などが保全の対象となっていない。
動物との関わり	<ul style="list-style-type: none">・ ホタルが飛べるような環境が失われた。・ 川ではシマドジョウ、ウナギが減っている。山ではキツネ、モモンガ、ムササビ、リスなどは減っている。・ 野生鳥獣のバランスが崩れ、特定の種の数が増えている。山ではシカが増え、ササなどが食べられている。・ イノシシ、サルが畑を荒らしている。
外来種	<ul style="list-style-type: none">・ ハクビシンが人家などに住み着き、畑で野菜や果物を食べている。・ アレチウリが広がり始めている。

ごみ

ポイ捨てや不法投棄の問題、ごみ処理やリサイクルに関する問題などが課題点としてあげられました。

分類	課題点
ポイ捨て	<ul style="list-style-type: none">・ 道路や川、空き地にさまざまなものがポイ捨てされている。ペットボトルや空き缶、たばこなどが多い。・ 若者が道路にたばこの吸い殻を捨てたり空き缶を捨てたりしている。一方、年齢の上の人達もマナーが悪い。また、トラック運転手、釣り人などにマナーの悪い人がいる。・ 犬のフンが持ち帰られていない。・ ごみのポイ捨てに対して注意できない。
不法投棄	<ul style="list-style-type: none">・ 林道や人家の少ない国道沿いに粗大ごみなどが不法投棄されている。
野焼き	<ul style="list-style-type: none">・ ごみを野焼きする人がいる。
ごみ処理	<ul style="list-style-type: none">・ ごみ処理に費用がかかりすぎている。・ ごみ袋が高い。・ 焼却炉で樹木も燃やせないのは負担。・ 農業で落ち葉も燃やせないのは負担が大きい。
リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ ごみとして出されるものには、利用できる木材、鉄パイプなどがある。・ 廃棄物の処理施設が不十分。・ リユース(再使用)、リサイクルになじまない製品がまだまだ多い。・ 資源になるものを他の可燃ごみと一緒に捨てられている。・ 地域でも廃品回収があるが、年々出せる種類が減ってきている。
産廃	<ul style="list-style-type: none">・ 産廃を適正に処理する施設がない。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 町で斡旋した家庭用焼却炉がいまだに使われている。・ ごみ袋の有料化による効果がわからない。・ ごみの分別がまだまだ甘い。

省エネ・省資源

エネルギーの効率的な利用、過剰包装などの資源の無駄遣いに関する課題点があげられました。

分類	課題点
省エネ	<ul style="list-style-type: none">・近い場所も車で移動するのはガソリンの無駄遣い。・電気の無駄遣いが多い。
省資源	<ul style="list-style-type: none">・環境配慮型商品は割高感があり、費用対効果の算出が難しい。厳しい財政状況であり、なかなか購入できない。また時間が限られていることもあり、どうしても安価な使い捨て製品の使用が避けられない。・ムダな印刷が多い。・商工会ではマイバッグキャンペーンを行っているが、なかなか継続できない。また、マイバッグ運動を行っている店が少ない。・食品トレーを使った包装がされているが、資源の無駄遣い。

景観

人が住まなくなり荒廃した廃屋、まち並みや沿道緑化などに関する課題点があげられました。

分類	課題点
空き地 廃屋	<ul style="list-style-type: none">・耕作放棄地や人の住んでいない家屋などが多くある。・廃屋が町のところどころにあり、町並みの景観を損ねている。・荒れた空き家や空き地があり、雑草や蚊の発生などで迷惑している。
まち並み	<ul style="list-style-type: none">・町に活気がなく、暗い。町並みに風情がなく、景観的な魅力に乏しい。
沿道緑化	<ul style="list-style-type: none">・沿道の緑化はボランティアに頼っている。

騒音・振動・悪臭

主に道路公害に関する課題点があげられました。

分類	課題点
悪臭	<ul style="list-style-type: none">・いやなにおいのする工場がある。
道路公害	<ul style="list-style-type: none">・国道 254 号はトラックの通行が多く、騒音、振動、排ガスが問題。

老朽危険空家

所有者による適切な管理が行われず、そのまま放置されたことにより、周辺住民や通行人に危険を及ぼす恐れがある空家（特定空家等）に関する課題点があげられました。

環境への意識

環境に対する意識の向上に関する課題、または行政を中心とした仕組みづくりについての課題点があげられました。

分類	課題点
環境教育	<ul style="list-style-type: none">・ 町民の環境に対する意識が低い。特に大人の意識はなかなか変わらない。・ 「環境」と一言でまとめると、問題がわかりにくい。環境を良くするために、何をしたらよいかかわからない。・ 下仁田は地形・地質で観光や学習に使えるところが多いものの、町の活性化のためにうまく活かされていない。・ 下仁田小の校歌に出てくる「9つの峰」の登山道の多くは、現在ヤブになっていて登ることができない。
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 率先して活動主体となる土壌ができていない。・ 環境改善はある時には盛り上がり前進するが、熱が冷めれば停滞するのは必至。・ 環境問題と町の活性化は切り離せない。



林間の道(小坂坂峠付近)

3. 計画の内容

3.1 下仁田町の将来の環境像

本計画では、めざすべき将来の環境像を次のように設定しました。

将来の環境像

～ 未来が輝く 水源のまち 下仁田 ～

環境像に込められたメッセージ

未来につなぐ

下仁田町の恵まれた環境を将来にわたって永続させ、子や孫の世代に伝えていくことは私たちの使命といえます。この恵まれた環境は、先人が長い時間をかけて、知恵や技術とともに作りあげてきたものです。

今日でも、下仁田町には昔からの知恵や技術が色濃く残されていますが、これらは昨今注目されている「持続可能な社会」において貴重な財産といえます。

この「未来が輝く」ということばには、下仁田町の恵まれた環境や伝統的な知恵と技術を将来へ伝え、持続可能な社会を体現していき、人と自然が共に輝いて暮らせる環境づくりを目指す意味が込められています。

水源のまち

下仁田町を潤している豊かな水は、周囲に広がる森林によって育まれています。水と緑は、私たち町民の存在基盤であるだけでなく、川の下流に生活する人々にとってもかけがえのないものです。上流に位置する町の住民として、下流の地域に対して責任ある行動がとれる社会や環境を築くことをめざします。

本計画では、この将来の環境像に向けた具体的な手だてや、町民・事業者・町行政などの役割について示しています。

また、これらの進行管理を行うことによって、環境への取り組みの実績を積み重ねることを目指します。

3.2 具体的な施策の構成と目標

本計画における具体的な施策の構成と目標を以下に示します。

11の計画の柱をたてており、この中で定めた目標に向けた取り組みをすすめます。

計画の柱	計画の目標	達成のめやす
水環境	<ul style="list-style-type: none"> 水源のまちとして水環境の浄化を進める。 良質な水道水源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置整備事業の推進 50~100基/年 河川の水質は基準値を超えない。
山林・農地	<ul style="list-style-type: none"> 優良林地を増やす。 農地の有効活用をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 放置状態にある山林を減らす。 遊休農地を減らす。 遊休農地を活用した「自然観察型公園」を新設する。
自然・生きもの	<ul style="list-style-type: none"> 自然や動植物の保全の仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な動植物、および生育・生息地を指定する。
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量のための工夫をする。 ごみの分別とリサイクルを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 美化活動を定例化する。 生ごみ処理機を普及させる。 紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める。
省エネ・省資源	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーを進める。 省資源のための取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ。 町内全体で消費する電力を削減する。 マイバッグ運動を定着させる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまち並みを守るための取り組みを進める。 美しい農村風景を守るための取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観重点地域を設定する。 緑化コンクールを実施する。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 公害のない町づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法規制の遵守を徹底する。
老朽危険空家	<ul style="list-style-type: none"> 老朽空家除却補助制度を普及させ、所有者による適切化管理を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中、年15棟の老朽危険空家等の除却を実施する。
地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止に取り組み環境保全の町のイメージづくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量を計画期間中（平成26~32年度）5%削減させる。
放射線対策	<ul style="list-style-type: none"> 放射線モニタリング事業継続による安全・安心の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射能汚染重点調査地域の指定解除を目指す。
環境への意識	<ul style="list-style-type: none"> 大人の環境に対する意識を高める。 子どもの環境教育を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関するイベントを年1回開催する。 環境に関わる活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参加する。

4. 具体的な施策の展開

4.1 水環境

計画の目標	水源のまちとして、水環境の浄化を進める。 良質な水道水源を保全する。
-------	---------------------------------------

達成のめやす	浄化槽★市町村設置整備事業★を早期に開始し、年 50～100 基程度を目指す。 河川の水質は基準値を超えない。
--------	--

現状と課題

- 家庭排水が川へ直接流入しているため、集落を流れる川で特に汚れが目立ちます。家庭排水の浄化のため、浄化槽の設置が進められていますが、個人設置に頼っているため費用負担も大きく、広く普及するにはいたっていません。
- 事業所から排出される排水に対しては、県が排水基準を定めています。事業所はこの基準を守るため、沈澱槽を設置するなどの対策が求められています。
- これらの結果として、町内の川には汚れがみられます。魚や川虫が少なくなったといわれているほか、水質基準を一部満たしていない箇所がみられます。

施策

水環境の改善のため、以下の取り組みを進めます。

主体	施策の内容								
町民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭雑排水を直接流さないようにする。 廃食用油を回収し、廃油石けん^{コラム}をつくる取り組みを進める。 排水口の水切り網を使用し、食品残さを流さない。 洗濯洗剤の使用は適量を守る。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 県が定める排水基準を守る。 								
町	<table border="1"> <tr> <td>建設ガス水道課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽市町村設置整備事業を推進する。 </td> </tr> <tr> <td>農林課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水生生物保全のため、環境保全型農業を促進する。 </td> </tr> <tr> <td>農林課、保健環境課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県が定める水質の数値目標達成のための取り組みを促進する。 河川の水質改善のため、適正な流量を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>建設ガス水道課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 良質な水を供給する水道水源を保全する。 </td> </tr> </table>	建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽市町村設置整備事業を推進する。 	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物保全のため、環境保全型農業を促進する。 	農林課、保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> 県が定める水質の数値目標達成のための取り組みを促進する。 河川の水質改善のため、適正な流量を検討する。 	建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 良質な水を供給する水道水源を保全する。
建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽市町村設置整備事業を推進する。 								
農林課	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物保全のため、環境保全型農業を促進する。 								
農林課、保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> 県が定める水質の数値目標達成のための取り組みを促進する。 河川の水質改善のため、適正な流量を検討する。 								
建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 良質な水を供給する水道水源を保全する。 								

★浄化槽...従来の単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の二種類とされてきましたが、平成 12 年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽のみが浄化槽とされました。合併浄化槽とは、し尿および生活雑排水をあわせて処理するもので、BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/l 以下のものをいいます。

★市町村設置整備事業...生活排水対策および生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業のことです。

コラム：廃油石けん

使用済みの食用油を手作りで石けんにする「廃油石けん」づくりが、各地の住民グループなどにより行われています。

油は水に溶けないためなかなか分解されず、長期にわたる有機汚濁となり富栄養化を進めるので、水質汚濁の原因となります。廃食用油は固めて捨てる、などの処分方法が一般的ですが、これを石けんに加工し利用することによって、ごみを減らし環境への負荷も低くすることができるのです。

油を石けんにして流すことは、油を直接流すのとどう違うのでしょうか？

石けんは水に溶けやすく、また分解しやすいという特徴があります。石けんはそのままとアルカリ性が強い毒性がありますが、水中のカルシウムと結合して毒性が無くなり「カルシウム石けん」に変化します。これは魚や水中の微生物のエサになります。そして、微生物によってさらに分解されて、最終的には「水」と「二酸化炭素」になり、自然に溶け込んで消えてしまいます。ポイントは、油を石けんに変化させることにより、分解しやすくするところにあります。

廃油石けんづくりは、そのままでは廃棄物でしかないものを人間の役に立つものに変え、また環境にも優しい形に変化させることなのです。

下仁田町でも、商工会女性部が中心となって廃油石けんづくりがおこなわれています。



油石けんづくりの実演
(環境フェア 2006)

4.2 山林・農地

計画の 目標	優良林地を増やす。 農地の有効活用をはかる。
達成の めやす	放置状態にある山林を減らす。 遊休農地を減らす。 遊休農地を活用した「自然観察型公園」を新設する。

現状と課題

- ・山林では、手入れが行われていないために鬱閉して暗くなっていたり、樹木が育ちすぎて日当たりが悪くなるなどの影響が出ているところがあります。
また、山林の林床が荒れて岩ばかりになってしまい、保水力が低下しているところがあります。
- ・農地では休耕地や耕作放棄地が増え、ヤブになっているところもあります。

施策

山林・農地の保全のため、以下の取り組みを進めます。

この項目の「町民」とは、町民のほか、山林・農地の所有者、占有者、管理者を含みます。

山林・農地全般の取組

主 体	施策の内容
町 民	・山林・農地の所有者は、自分のできる範囲で山林や農地の手入れをする。
事業者	・グリーンツーリズム [★] を推進する。
町 商工観光課 農林課	・グリーンツーリズムを促進する。 ・山林と農地の振興のため、資金および人的資源の有効活用をはかる。補助金などの資金活用と担い手の確保および育成を行う。
町長公室 保健環境課	・水源かん養や二酸化炭素の吸収および酸素の発生など、山林や農地のもつ公益的機能について、主に都市域の住民に対してPR活動を行う。

★グリーンツーリズム...「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」、「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」と定義づけられており、都市と農山漁村との住民どうしの交流の活動を広く指しています。

山林の取組

主 体		施策の内容
町 民・ 事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・保水力を高めるため、山の手入れを行う。 ・針葉樹から広葉樹への転換を進める。 ・山の表土を保全するため、間伐を進めて林床を明るくする。 ・山の作業をする担い手の育成をはかる。 ・動物被害を避けるため、山に動物の食料となる実のつく木を植える。
町	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・私有林の間伐を進めるための補助を拡大する。 ・下流の地域へ、水源となっている山林の保全に協力を呼びかける広報活動をする。 ・町で産する木材の付加価値を高めるための取り組みを促進する。 ・木の需要を増やすため、若者が木の家を建てたくなるような取り組みを促進する。

農地の取組

主 体		施策の内容
町 民・ 事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・農薬は適正に使用し、定められた基準を守る。 ・農地と山林の境界域に花などの景観資源となる植物を植える。
町	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・有用農地、荒廃農地の現状を把握する。 ・農地として残す部分、山林にする部分、境界部分などを決め、利用計画を立案する。 ・荒廃農地に地域特有の植物などを植栽し、「自然観察型公園」として活用する。 ・傾斜のある荒廃農地を観光目的に整備し、利活用する。 ・環境保全型農業を推進し、町特産物に「農産物の安全性」の付加価値をつけ、ブランド化を推進する。



4.3 自然・生きもの

計画の目標	自然や動植物の保全の仕組みをつくる。
達成のめやす	貴重な動植物、および生育・生息地を指定する。

現状と課題

- 町内には、国や県のレッドデータブック*に記載されている貴重な生きものの生育・生息地がありますが、それらを保全するための仕組みが整っていないため、開発などの計画が持ち上がった場合に十分に守ることができないおそれがあります。
- 町内に生息する動物の中には、減っているものや増えているものがあります。増えているものの中には、人間の生活に影響を及ぼしつつあるものもいます。
- もともと町内には生育・生息していなかった生きもの(外来種)が増え、影響を及ぼしつつあるものがあります。

施策

自然・生きものの保全と対策のため、以下の取り組みを進めます。

主体	施策の内容	
町民	<ul style="list-style-type: none"> • ハクビシン、サル、イノシシなどの被害を防ぐため、身近に生ごみなどを捨てない。 • 在来の植物を保全するため、影響を及ぼしている帰化植物(アレチウリなど)を駆除する。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 法面緑化などの工事の際に、外来種が侵入しないよう留意する。 	
町	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • 町内に分布する貴重な生きものについて、対象となる生きものを指定し、保護のための取り組みを行う。
	農林課、建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> • ホタルが飛べるような自然環境の整備を推進する。 • 野生鳥獣のバランスがとれるような保護政策を県に働きかける。

*レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生生物についてとりまとめた資料です。

4.4 ごみの減量

計画の 目標	ポイ捨てされない環境の整備。 ごみ減量のための工夫をする。 ごみの分別とリサイクルを進める。
達成の めやす	美化活動を定例化する。 生ごみ処理機の普及をはかる。 紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める。

現状と課題

- ごみの問題は、ポイ捨てや不法投棄の問題、ごみ処理やリサイクルの問題、に大別することができます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の問題では、各地の道路沿いや河原などにポイ捨てされたごみがみられるほか、山間部の道路沿いなどに不法投棄されたごみがあります。
- ごみ処理の問題では、分別とリサイクルを促進することにより、ごみの減量を一層進める必要があります。
- また、樹木や落ち葉などを野焼きすることに対する苦情等が発生していることから、これらの処理も問題となっています。

施策

ごみ問題の改善のため、以下の取り組みを進めます。

ポイ捨て対策

主 体	施策の内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> • ポイ捨てされないように自己所有地の除草や片付けなど、環境美化に努める。 • ごみ拾い運動を継続して行い、拡大する。 • 地域住民の清掃活動に加え、居住地域の周辺道路・河川・公園やゴミ収集ステーションのなどの不法投棄監視・通報を行う。 • 地域において不法投棄が多発する場合など、町民ボランティアによるパトロール活動を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • トラックの利用する駐車場や店舗などに、ポイ捨てをさせないよう手作りの看板などを置く。

(次のページにつづく)

ポイ捨て対策(つづき)

主 体	施策の内容
町 建設ガス水道課, 保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • ポイ捨てされないように、道路沿いの除草を推進する。 • ポイ捨てを防ぐため、条例に罰則規定を設けるなどの検討を行う。 • 道路等公共地周辺での不法投棄が多発する場合など、必要に応じてパトロール隊の組織や行政、地域の了解の上、監視カメラの設置の検討を行う。
建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> • 街灯照明をLED化して明るくし、ポイ捨てをしにくくする。
保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • 幹線道路の各市町村境に、条例によりポイ捨てが禁止されていることを知らせる看板を作成し、ドライバーの目に触れるようにする。 • 町内の不法投棄防止啓発看板の適切な配置を行う。
総務課 保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • 公用車などに「ごみパトロール中」などのステッカーを貼り注意を促す。
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> • 観光シーズンに、町の入り口などでごみ持ち帰りポイ捨て防止のキャンペーンを実施する。

不法投棄対策

主 体	施策の内容
町 保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • 粗大ごみ、不燃物などを放置、投棄しないように巡回と指導を強化する。 • 国道県道周辺や町有地等において、大規模な不法投棄が発見された場合、県等へ支援を要請する。



ごみ処理に関する取組

主 体		施策の内容
町 民		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機などを利用し、生ごみの減量につとめる。 ・「分ければ資源・捨てればごみ」の実践に努める。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物は適正に処理する。 ・バイオ式生ごみ処理機*の基材を開発・販売する。 ・「分ければ資源・捨てればごみ」の実践に努める。
町等	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生ごみ処理機購入に対し継続して町で補助を行う。 ・バイオ式生ごみ処理機の基材の開発を支援する。 ・燃やすごみの減量に取り組む。 ・拠点回収に応じられない高齢者世帯に対しては、関係課と協議し対応を検討する。 ・町が斡旋した家庭用焼却炉を回収する。
	甘楽西部環境衛生施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率を上げるため、ごみの分別を見直し、普及啓発に努める。 ・拠点回収に応じられない高齢者世帯に対しては、関係各課と協議し対応を検討する。 ・燃やすごみの減量に取り組む。 ・町が斡旋した家庭用焼却炉を回収する。
	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・農家で使用している廃プラスチック回収を促進する。 ・草木の繁茂する土地の草刈りや剪定枝を粉碎するため、自走式剪定枝粉碎機（チップパー）や自走式草刈粉碎機（ハンマーナイフ）を町民へ無料で貸し出す。

リサイクルの促進に関する取組

主 体		施策の内容
町 民		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能なものは極力リサイクルに回す。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型商品の利用を進める。
町等	全課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型商品の利用を進める。
	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、子供会、ボランティア等による廃品(資源物)の回収を促進する。
	甘楽西部環境衛生施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみをリサイクルする場を作り、木材、鉄パイプなど即売又は無料で提供する。

★バイオ式生ごみ処理機：生ごみ処理機には、バイオ式、乾燥式、ハイブリッド式があります。

【バイオ式】微生物(バイオ)を利用して生ごみを分解し、減量・減容する方式です。微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し減量・減容させます。定期的にバイオ基材を交換・補充する必要があります。

【乾燥式】電気を利用して生ごみを乾燥し減量・減容する方式です。ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し減量・減容させます。

【ハイブリッド式】送風乾燥してからバイオ処理する方式(バイオ式と乾燥式の両方の長所を生かしたもの)です。

4.5 省エネ・省資源

計画の 目標	省エネルギーを進める。 省資源のための取り組みを進める。
達成の めやす	冷房は 28℃、暖房は 20℃の設定を保つ。 町内全体で消費する電力を削減する。 マイバッグ運動を定着させる。

現状と課題

- 地球温暖化防止のため二酸化炭素の排出削減が求められていますが、まず取り組まなければならないのは、エネルギー消費量の削減です。身近な生活の中でのちょっとした節約が、全体として大きな削減となります。また、石油など化石資源のエネルギーから、自然エネルギーなどに切り替える必要もありますが、町での取り組みはあまり進んでいません。
- 石油などの限りある資源を大切に使うために、過剰包装を避けるなど省資源のための取り組みを進める必要があります。

施策

省エネルギー、省資源のため、以下の取り組みを進めます。

省エネルギー促進のための取組

主 体	施策の内容
町 民・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 節電・節水につとめる。 環境にやさしい車の運転(エコドライブ^{→コラム})や不要なアイドリングの防止(アイドリングストップ[*])を心がける。 冷暖房の過度な使用を避ける。

(次のページへつづく)



★アイドリングストップ：信号待ちや荷物の積み下ろし時にこまめにエンジンを止めることです。
 →次ページのコラム「エコドライブ」を参照

省エネルギー促進のための取組(つづき)

主 体	施策の内容
町 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車への切り替えを促進する。 ・公共交通機関の利用を促進するための取組みを行う。 ・夏はクールビズ、冬はウォームビズを実践し、冷暖房のエネルギー消費を節減する。 ・公共施設に太陽光発電機、太陽熱温水器などを設置する。
保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーの利用を促進する。 ・太陽光発電機器、太陽熱温水器などを設置する場合に公的補助を行うなどの促進策を検討する。 また、企業等による大規模な太陽光発電施設の建設計画の場合は環境保全の観点から適切な設置となるよう届出により確認を行う体制づくりに努める。
農林課 商工課観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの開発と活用を研究し、町の産業への展開が図れるよう検討を行う。

コラム：エコドライブ

我が国で1年間に排出されるCO₂の1割以上が自家用乗用車からのものです。CO₂の排出を抑制することは、燃費の向上＝ガソリン代の節約にもつながります。地球温暖化をストップさせるため、環境にやさしい車の運転＝エコドライブに取り組みましょう。

エコドライブ・10か条

- ①無用なアイドリングをやめる。(アイドリングストップ)
- ②経済速度で走る。
- ③点検・整備をきちんとし、タイヤの空気圧を適正にする。
- ④無駄な荷物は積まない。
- ⑤無駄な空ぶかしをやめる。
- ⑥急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。
- ⑦マニュアル車は早めにシフトアップする。
- ⑧渋滞などをまねくことから、違法駐車はしない。
- ⑨エアコンの使用は控えめにする。
- ⑩公共交通機関が利用可能な場合は、できる限り公共交通機関を利用する。

参考：交通エコロジー・モビリティ財団ウェブページ

<http://www.ecomo.or.jp>

エコドライブについてはこちら

http://www.ecomo.or.jp/top_ecodrive/index.htm

コラム 新エネルギーと再生可能エネルギー

新エネルギーは、現在の主力である石油に代わる「石油代替エネルギー」の一つで、「再生可能エネルギー」の中の一つの形態です。国の政策では「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。

参考：財団法人新エネルギー財
ウェブページ
<http://www.nef.or.jp>



省資源のための取組

主体	施策の内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動に取り組む。 「もったいない運動★」を実践する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグキャンペーンを広めるため、使いやすいマイバッグを作り、配布する。 食品トレーの回収を積極的に行う。 トレーを使わないような包装を検討し、普及させる。
町 全課	<ul style="list-style-type: none"> 「もったいない運動」を促進する。 お知らせ文書などの回覧ですむものは配布せず、回覧とする。
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 過剰包装をなくすよう、企業や販売店に働きかける。
保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動を促進する。 食品トレーの回収を促進する。

★もったいない運動：平成 16 年に環境分野の活動家として史上初のノーベル平和賞を受賞したケニア副環境相のワンガリ・マータイさんが、平成 17 年に来日した際、日本の「もったいない」という言葉を知って感銘を受け、同じ年に国連本部で行った講演の中で、日本語の「もったいない」を環境保護の合言葉として紹介し、「『もったいない』は、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)、修理 (Repair) の『4R』を表している」と説明しました。以来、世界に向けて「もったいない運動」を提唱しています。



4.6 景観

計画の目標	美しいまち並みを守るための取り組みを進める。 美しい農村風景を守るための取り組みを進める。
達成のめやす	景観重点区域を設定する。 緑化コンクールを実施する。

現状と課題

- 手入れのされていない家屋や廃屋が町内のところどころにあり、景観を損ねています。
- 耕作放棄地などの荒れた農耕地は景観的に好ましくないほか、害虫などの発生源ともなります。

施策

良好な景観を守り、育てるため、以下の取り組みを進めます。

主体	施策の内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> • まち並みの景観美化に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 店舗や事務所などをまち並みの景観と調和させる。
町	<p>商工観光課</p> <ul style="list-style-type: none"> • まち並みの景観を整備し、景観との調和を推奨する。 • まち並みの良い点は、そこに住んでいる人にはわかりにくいので、外部の人と協力して再認識する。 • 街道沿いの緑化を継続的に推進するため、表彰、コンクールなどを実施する。 • 景観的に美しい山づくりを行う。 <p>地域創生課</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空き家利用の斡旋を積極的に進める。 <p>保健環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> • 廃屋に対して安全対策や撤去などの適切な措置を講じるよう指導する。



4.7 生活環境

計画の目標	公害のない町づくりを進める。 犬猫等ペットの適正管理・飼育の啓発を行い、良好な生活環境をつくる。
達成のめやす	法規制の遵守を徹底する。 犬の登録と狂犬病予防注射の励行、捨て猫やフン尿被害対策の実施。

現状と課題

- 町内を東西に走る国道 254 号は、特に大型トラックの通行が多く、騒音や振動、排気ガスの問題が生じています。
- 市街地では住宅と工場が近接しているところがあり、悪臭や騒音、振動が問題となる場合があります。
- 犬の未登録・狂犬病予防注射の未接種や、近年の猫ブームで無計画な多頭飼育による捨て猫の増加によるフン・尿等の環境被害が問題となっています。

施策

騒音・振動・悪臭等の公害防止や、犬・猫のペットの適正な管理と飼育を推進し、良好な生活環境を守るため、以下の取り組みを進めます。

主 体	施策の内容				
町 民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動、悪臭が発生しないよう留意する。 				
町	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; width: 15%;">建設ガス水道課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県に対して国道県道の整備を働きかけるとともに、道路からの不法投棄防止や動物の交通事故対策を行うよう要請する。 自動車による騒音・振動を防ぐため、路面の整備を促進する。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">保健環境課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公害の調査・監視体制を整備し、発生時の指導を強化する。 管内獣医師会と連携し、狂犬病予防の啓発を行う。 町の猫の不妊・去勢の補助金助成事業を行い、無秩序な餌やりなどによる繁殖の増加を防止する。 県が作成した「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」を活用し、適正飼育を推進する。 </td> </tr> </table>	建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 県に対して国道県道の整備を働きかけるとともに、道路からの不法投棄防止や動物の交通事故対策を行うよう要請する。 自動車による騒音・振動を防ぐため、路面の整備を促進する。 	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> 公害の調査・監視体制を整備し、発生時の指導を強化する。 管内獣医師会と連携し、狂犬病予防の啓発を行う。 町の猫の不妊・去勢の補助金助成事業を行い、無秩序な餌やりなどによる繁殖の増加を防止する。 県が作成した「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」を活用し、適正飼育を推進する。
建設ガス水道課	<ul style="list-style-type: none"> 県に対して国道県道の整備を働きかけるとともに、道路からの不法投棄防止や動物の交通事故対策を行うよう要請する。 自動車による騒音・振動を防ぐため、路面の整備を促進する。 				
保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> 公害の調査・監視体制を整備し、発生時の指導を強化する。 管内獣医師会と連携し、狂犬病予防の啓発を行う。 町の猫の不妊・去勢の補助金助成事業を行い、無秩序な餌やりなどによる繁殖の増加を防止する。 県が作成した「飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン」を活用し、適正飼育を推進する。 				

4.8 老朽危険空家

計画の目標	老朽空家除却補助制度を普及させ、所有者による適切管理を呼びかける。
達成のめやす	計画期間中、年間 15 棟の老朽危険空家の除却を実施する。

現状と課題

- 所有者による適切な管理が行われず、そのまま放置されたことにより、周辺住民や通行人に危険を及ぼす恐れがある空家（特定空家等）が問題視されています。

施策

危険を取り払い、良好な生活環境を守るため、以下の取り組みを進めます。

主体	施策の内容
町民・事業者	• 空家の適正な管理を呼びかける。
町 保健環境課	• 老朽空家除却補助制度を実施する。

4.9 地球温暖化防止策

計画の 目標	地球温暖化防止の取り組みにより環境保全の町のイメージをつくる。
達成の めやす	計画期間中 CO2 排出量 5%削減させる。

現状と課題

町では、平成 22 年 2 月に「下仁田町等地球温暖化対策実行計画」を作成し、町・甘楽西部環境衛生施設組合・下仁田南牧医療事務組合の各施設から排出される温室効果ガスを削減するために取り組んでまいりましたが、直近の平成 26 年度の排出ガスは基準年（平成 21 年度）から 1.6%増加しており、平成 27 年度の目標 10%削減を達成することができませんでした。

増加の原因としては、電気事業者の実排出係数の増加によって電気使用により発生する温室効果ガスの排出量自体が増加したことなどが考えられます。

平成 28 年 3 月には、基準年を平成 26 年度、目標年を平成 32 年度とした第 2 次の「下仁田町等地球温暖化対策実行計画」を作成し、排出ガスの削減目標を 5%に設定しましたが、国の 2030 年（平成 42 年）までに 2013 年（H25 年）比 26%削減を睨みつつ、必要な取り組みが求められています。

施策

省エネ・省資源に取り組むための啓発活動を行います。

主 体	施策の内容
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ・節電の励行や夏季のグリーンカーテンの設置など、身近にできることから地球温暖化防止の取り組みを行う。 ・家電の買い替え時は省エネ性能に優れたものを検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器の導入に努める。 ・節電等、その他必要な地球温暖化防止対策を行う。
町 保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・下仁田町等地球温暖化防止実行計画の進行管理を行う。 ・省エネルギー・地球温暖化防止の啓発や情報提供を行う。
その他の課等	<ul style="list-style-type: none"> ・下仁田町等地球温暖化防止実行計画に従い地球温暖化防止に努める。

4.10 放射線対策

計画の 目標	放射線モニタリング事業継続により、安全・安心を図る
達成の めやす	早期に放射能汚染状況重点調査地域の指定解除を目指します。

現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散によって、下仁田町に放射線量の増加が認められ、同年 12 月に国の基準（空間放射線量 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）以上の区域について環境大臣から重点調査地域に指定されました。指定後、国のガイドラインにより町内の除染が進められ、平成 25 年 8 月「除染完了市町村」となり、同年 9 月には除染土壌等の仮置場が設置され、以後仮置場と町内 15 地区の空間線量率モニタリング調査の継続、及び千沢川等の水質検査が行われてきました。

その結果、仮置場の安定的な管理と町内の放射線量の順調な線量低下が認められ、安全である事が町内の掲示板や、町ホームページで公表されておりますが、指定解除には至っていません。

今後は、国の指示や支援等を睨みつつ、重点調査地域指定解除に向けた対応が必要とされています。

施策

必要な放射線モニタリング調査等を継続し、安全安心な環境づくりに努めます。

主 体		施策の内容
町 民		<ul style="list-style-type: none"> 放射線が心配される町内で収穫された農作物や獣肉等の食品放射線検査を町へ依頼する。 放射線簡易測定機器を必要に応じて町から借用し測定を行う。
事業者		
町	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場及び町内の放射線・食品等のモニタリング調査の継続。 放射線簡易測定機器を申請により町民等に貸し出す。 重点調査地域指定解除を最終目標とし、情報収集を行うとともに国等の支援を要請する。
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 保健環境課で行うモニタリング事業の他に、東京電力放射能汚染の原因者である東京電力に対する求償請求に関する取り纏め事務を行う。

4.1 1 環境への意識

計画の目標	大人の環境に対する意識を高める 子どもの環境教育を進める
達成のめやす	環境に関するイベントを年1回開催する。 環境に関わる活動に、町民・事業者・町行政が何らかの形で参加する。

現状と課題

- ・ 町の環境をより良くしていくためには、町に住む私たち一人一人が環境に対する意識を高め、日々の生活の中で取り組んでいくことが重要です。
- ・ 環境に対する意識を高めるためには、まず町の環境の現状を知り、なにが問題なのかを把握する必要があります。また、自然のすばらしさを、実際の体験によって知ること重要です。

施策

環境への意識を高め、環境保全への取り組みをより効果的に行うため、以下の取り組みを進めます。

主体	施策の内容
町民	<ul style="list-style-type: none">・ 汚れが目立つ川など環境悪化の現場を視察し実情を理解する。・ 自然に親しむ機会をつくる。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ さまざまな分野の業種が協力して、町の特徴である山と山林を活かした環境事業を立ち上げる。
町 教育課	<ul style="list-style-type: none">・ 環境教育は家族ぐるみを基本とし、親子が一緒に参加できるような活動を企画する。・ 教育を目的としたリサイクルや廃品回収を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 地形、地質などを観光・学習に活用し、町の活性化につなげる。

(次のページへつづく)

環境への意識(つづき)

主 体		施策の内容
町	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> • 国道 254 号内山峠の旧道を散策路として整備する。 • 「九峰」をはじめ、町内の里山の登山道を整備して環境教育に活用する。 • 「環境名所探し」など、中高年の健康ブームに結びつくウォーキング道を整備する。
	保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • ごみ減量、省エネルギー促進などの各分野についての町独自のリーダーである「環境アドバイザー」を育てる。 • フリーマーケットを開催し、3R*(リデュース：減量、リユース：再利用、リサイクル：再生利用)を町民に目で見えて理解してもらう場を提供する。 • 環境保全のための取り組みをした場合にはポイントが貯まる、エコポイント制度の実施を検討する。 • 環境による地域活性化を検討する。
	保健環境課、 環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> • 町全体でごみ処理に関する教育の機会を設ける。家庭から出たごみがどうなっていくかを知り、ごみを出さないための工夫についての話し合いの場を設ける。
	町長公室 保健環境課	<ul style="list-style-type: none"> • 下仁田町の環境の良さを町外へアピールする。



★3R(スリーアール)：環境と経済が両立した持続可能な社会の実現のためのキーワードで、ごみの減量に関する取り組みの頭文字をとったものです。発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)の3つをさします。国では、毎年10月を3R推進月間としています。

4.1 2 重点施策

これまで示した取り組みのうち、計画期間である平成38年度までに重点的・先行的に推進する項目「重点施策」は以下の通りです。

重点施策① 河川の水質改善

下仁田町は水源の町ですが、公共下水道や浄化槽*などの污水处理施設の整備が進んでいないこともあり、河川の水質悪化が懸念されています。豊かで清らかな水は町のシンボルであり、河川の水質改善を重点施策として推進します。

- 浄化槽の設置を推進する

現在は個人が設置した浄化槽に町が補助していることから、施策的な浄化槽設置が行われていません。これを1つの浄化槽で数軒分を処理できるようにしたり、計画的な設置が可能となる市町村設置整備事業*として行うことで普及率の向上をはかります。

- 水質改善のための普及啓発

河川の水質を改善するためには、汚れた水をそのまま流さないことが重要です。家庭では米のとぎ汁、残飯、油類などを直接流さない、すでに浄化槽を設置している家庭では浄化槽の維持管理を適切に行うことで排水をできるだけきれいな状態で流し、また事業所は県が定めた排水基準を守るなど、水質改善のための意識を向上させる普及啓発活動を行います。

- さらに…

河川の水質改善のため、川を流れる水の適正流量を検討します。また、水生生物の保全のため、環境保全型農業を推進します。

★浄化槽…従来の単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の二種類とされてきましたが、平成12年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽のみが浄化槽とされました。合併浄化槽とは、し尿および生活雑排水をあわせて処理するもので、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下のものをいいます。

★市町村設置整備事業…生活排水対策および生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業のことです。

重点施策② すぐれた山林・農地の適正管理

下仁田町は、町の面積の8割以上を山林・保安林が占めており、その大半はスギなどの人工林です。一部には手入れが不十分な山林も見られますが、豊富な森林資源は町の財産です。適切な管理を行い、資源を効果的に活用することは町の活性化にもつながります。

● 山林の適切な管理を行う

手入れが不十分な山林は、保水力や治山的な意味でも危険性をはらんでいます。管理が不十分な山林に対する財政面や担い手の支援を行い、山林の管理を促進します。

● 健全な森林経営ができる環境の整備

森林経営を健全化するためには、町で産出される木材の価値を高めることが必要です。そのため、下記のような取り組みを進めます。

- ・ ニーズに合った木材を供給する体制を整える。
- ・ ログハウスキットなど新しい木材供給のありかたを検討し、設備を整える。
- ・ 木をふんだんに使った家や家具などを提案し、木材の需要を高める。

● 農地の保全

農地は食料生産の場であるとともに、水や土壌の保全、田園景観の要素といった多くの機能を持っています。農地の荒廃を防ぎ、適正な管理が行われるよう、農地の現況把握、利用計画の策定などの取り組みを進め、過疎地対策と併せて地域全体としての保全策を推進します。

● グリーンツーリズムの促進

町の木材を使ってもらい、下仁田産の農産物を食べてもらうためには、町の農林業について知ってもらうことも重要です。下仁田の山林や農地に触れ、農林業に関する作業を体験できるグリーンツーリズムを促進します。

● さらに・・・

下流の地域などに対し、水源となっている山林の保全に協力を呼びかける広報活動を行います。

重点施策③ ポイ捨て対策

下仁田町を通り抜ける幹線国道沿いや山間部の道路沿いでは、各所に見られるポイ捨てが大きな問題となっています。ポイ捨てのない町を実現するための取り組みを推進します。

- ポイ捨て防止の強化

現在町ではポイ捨て禁止を盛り込んだ環境美化に関する条例を制定していますが、その効果をより高めるため、罰則規定を設けるなど条例の強化を検討します。また、地域のボランティアなどによるパトロールを組織化し監視を行います。

- さらに・・・

観光シーズンに、町の入り口などでキャンペーンを実施します。また、沿道の除草など、ポイ捨てされやすい場所をなくします。

重点施策④ ごみの減量

ごみ処理においては、現在の分別収集方法では燃やしてしまうゴミが多く、また生ごみは水分が多く焼却の効率悪化を招いています。

分別方法を見直すことで燃やすごみを減らし、生ごみの減量を行うことで、いずれ埋めることになる焼却灰を減らすことができます。

- ごみの分別方法の見直し

家庭から出されるごみの分別方法を見直し、資源となるものは燃やさずにリサイクルにまわすことで燃やすごみの減量をはかります。

- 生ごみ処理機の普及促進

家庭などでの生ごみ処理機の利用を促進します。町は、生ごみ処理機などの購入に対して補助を行います。

- さらに・・・

バイオ式生ごみ処理機の基材を開発・販売し、林産物の有効利用にもつなげます。

重点施策⑤ 新エネルギー利用の促進

二酸化炭素(CO₂)排出削減のためには、化石エネルギーの使用量を減らすことが必要ですが、そのためには石油代替エネルギーの開発が効果的です。町には豊富な森林資源があるため、これを代替エネルギーに活用する取り組みが進められています。

- 再生可能エネルギー利用の促進

森林資源を活用した再生可能エネルギーの利用に関する研究を進め、活用するための取り組みを進めます。

重点施策⑥ 環境に対する意識の高揚

町の環境をより良くしていくためには、何よりもまず私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、日々の生活の中のちょっとしたところから取り組んでいくことが重要です。

- 環境基本計画を軸とした普及啓発

環境基本計画をみんなが理解し、より実効性を高めていくために、環境基本計画の普及啓発活動を行います。具体的には、広報への定期的な情報掲載、公共施設等での掲示、環境フェアの開催、学校教育で取り上げる、などの取り組みを行います。

- 町の環境に触れ、体験する機会の創出

下仁田町の自然に触れ、町の環境のすばらしいところ、改善しなければならぬところを実際に体験することによって環境改善の意識を高めることにつながります。このようなイベントに、家族ぐるみ、地域ぐるみで参加できる機会を設けます。

- さらに・・・

環境基本計画の進捗状況については広報等で公表し、町民等からの意見を募ります。寄せられた意見は、次に行う施策に反映させるなど、計画 Plan → 実行 Do → 確認 Check → 改善 Action のPDCA サイクルを回します。

5. 計画の推進と進行管理

5.1 推進体制

本計画は、町民、事業者、町行政、その他関係する組織・団体など、さまざまな主体の各自の取り組みと、相互の連携や協働によって推進していきます。

そして、それぞれの取り組みを確実に推進するためには、達成・進捗状況を点検・評価し、さらなる段階へステップアップさせていくための推進体制を整える必要があります。

本計画の推進体制としては、まず総合的な見地から計画の達成・進捗状況を点検・評価する「環境審議会」の設置が挙げられます。「環境審議会」では、町民、事業者、町行政を含めた横断的な組織である「環境基本計画推進会議」にてとりまとめる年次報告の点検・評価を行います。年次報告とは、町内の環境保全に関する取り組みの総合的な点検・評価および調整の結果をまとめたものです。また、町行政内部には、各課の調整期間として「環境基本計画調整部会」を設置します。

①環境審議会による点検・評価

「環境基本計画推進会議」の調整・検討結果である年次報告は、「環境審議会」において点検・評価を行い、計画の見直しについての調査・審議を行います。

名称	環境審議会
構成	町議会議員、学識経験者、公募委員、関係機関代表者など
趣旨	町全体としての取り組みをまとめた年次報告に対し、専門的見地から目標の達成状況、取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。 また、計画の見直しについて調査・審議し、町長に対して助言・提言を行います。
主な役割	① 計画の年次報告に対する意見の確認 ② 計画の目標達成状況と取り組みの進捗状況の点検・評価 ③ 計画の見直しについての調査・審議

②町民・事業者・町行政を含めた推進体制

町民・事業者・町行政を含めた町全体での進捗状況の確認と評価をおこなうため、「環境基本計画推進会議」を設置します。この会議の結果は広く公表し、町民等に対して計画の進行状況を広く周知するとともに、一層の協力を呼びかけます。

名称	環境基本計画推進会議
構成	町民(地区代表)、産業系代表(商工・農林)、学識経験者、町行政
趣旨	町民・事業者および町行政も含めた、町全体の取り組みを推進するとともに、計画の点検・評価を行います。 また、重点施策の推進と点検・評価も行います。
主な役割	① 町民・事業者・町行政の取り組みの調整・推進 ② 町民・事業者への普及啓発や他の取り組みの支援 ③ 計画の達成・進捗状況の点検・評価 ④ 年次報告の作成

③町行政内部における推進体制

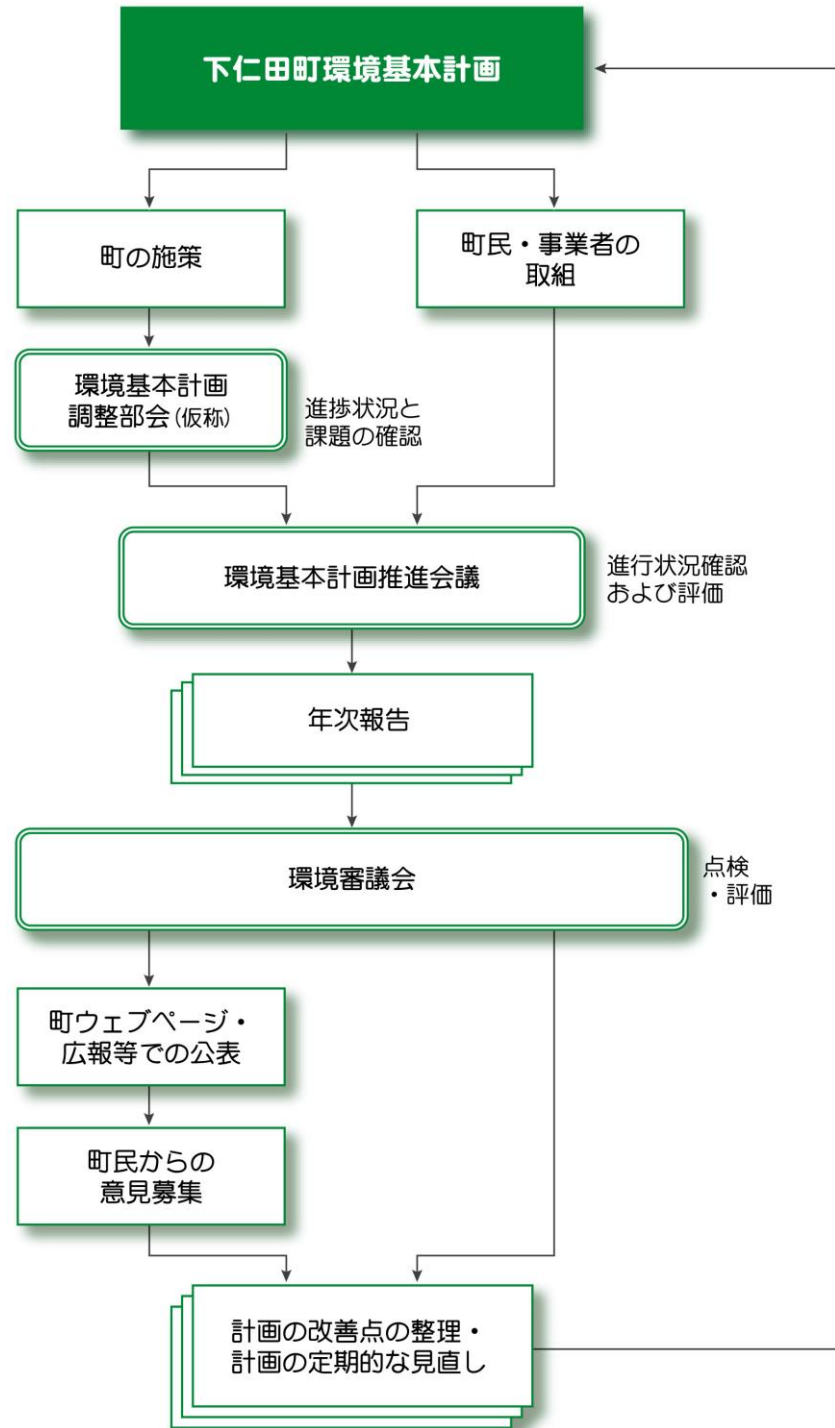
環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、町担当課を明確化した上で、関連する施策の連携を強化するため、「環境基本計画調整部会」を設置し、年数回、進捗状況の確認と課題の検討を行います。

名称	環境基本計画調整部会
構成	関係各課(担当者レベル)
趣旨	町行政の横断的組織として、環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて本町全体の環境マネジメントを行います。
主な役割	① 各課で取り組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ② 施策・事業の進捗状況の点検・評価と、「環境基本計画推進会議」への報告 ③ 町民・事業者との連携、協働事業の実施 ④ 一事業者としての率先行動の推進と点検・評価

5.2 進行管理

「環境基本計画推進会議」において作成した年次報告は、広く町民・事業者に公表し、意見を募集します。また、「環境審議会」にて行った点検・評価結果は、助言・提言として次年度以降の施策や取り組みへと反映していきます。

これらの進行管理の手順を、以下に示します。



進行管理フロー

目次

例規集	50
① 下仁田町環境基本条例	
② 下仁田町環境審議会運営規則	
③ 下仁田町環境基本計画推進会議運営要綱	
④ 下仁田町環境美化に関する条例	
⑤ 下仁田町環境美化に関する条例施行規則	
⑥ 下仁田町群馬県の生活環境を保全する条例施行規則	
⑦ 下仁田町浄化槽工コ補助金交付要綱	
⑧ 下仁田町浄化槽設置補助金交付要綱	
⑨ 下仁田町有価物集団回収事業補助金交付要綱	
⑩ 下仁田町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱	
⑪ 下仁田町老朽空家除却補助金交付要綱	

例規集

① 下仁田町環境基本条例：平成 19 年条例第 16 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 19 号。以下同じ。)及び下仁田町民憲章(昭和 60 年下仁田町告示第 44—2 号)並びに下仁田町民環境保護憲章(平成 16 年下仁田町告示第 46 号)の理念に基づき、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、水と緑に囲まれた水源の町として、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。

(2) 事業者 町内において物の製造、加工又は販売その他の事業活動(以下「事業活動」という。)を行うすべての者をいう。

(3) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条に規定する廃棄物のうち、町が処理する責務を負うべき廃棄物をいう。

(4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となっているもの、又はそのおそれのあるものをいう。

(5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(6) 環境の保全及び創造 町の美しい自然を守り、町民が健康で文化的な暮らしができるような生活環境を保ちながら、より良い生活環境を創っていくことをいう。

(7) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献すると

ともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(8) 新エネルギー 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)で定義される熱利用及び発電利用が可能な太陽、風力、廃棄物利用、バイオマス等のエネルギーをいう。

(9) 持続可能な社会 ごみを少なくし、またその処分についても分別処理を徹底して、資源の再使用やリサイクルなど循環利用することにより、天然資源の消費を節約し、自然環境を大切に

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者ができる限り環境への負荷を低減する行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることに鑑み、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は基本理念にのっとり、町の施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町は基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めなければならない。

(町民の責務)

第 5 条 町民は基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び環境に与える影響を認識し、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、その活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努める等、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止、その他人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、町民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つとともに、地域の歴史的・文化的な環境の保全、身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活空間を創造すること。

(3) 多様な野生動植物の生息する豊かな生態系の保持や、河川、森林等の自然環境の適正な保全をとおり、人と自然との豊かなふれあい、共生の場を確保すること。

(4) ごみの量を減らし、資源の再使用やリサイクルなどの省資源化と、エネルギーの効率的利用及び新エネルギーの利用などにより、持続可能な社会を構築すること。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する町民、事業者(以下「町民等」という。)の自発的な学習を啓発し、環境の保全に関する施策への積極的な参加と実践活動を促し、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下仁田町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下仁田町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 町長は、環境基本計画に基づき実施された施策状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 施策推進のための方策

(町民の意見の反映)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第10条 町は、町民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるための、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の推進)

第11条 町は、町民等が自発的に行う緑化活動、資源の再生に関する活動、その他の環境の保全及び創造に関する活動が推進されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する基本理念に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、町は人の健康又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止するための必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第14条 町は、汚水処理施設、廃棄物処理施設、公園、緑地その他環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握について、必要な調査を行うものとする。

(監視体制の整備)

第18条 町は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 町は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、良好な環境の保全及び創造に関する情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 推進体制

(環境審議会)

第20条 環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審査審議するため、下仁田町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進会議)

第21条 環境基本計画の推進を図るために、下仁田町環境基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置くことができる。

2 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画の推進に関すること。

(2) 基本計画の実績評価に関すること。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

② 下仁田町環境審議会運営規則：平成19年規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、下仁田町環境基本条例(平成19年下仁田町条例第16号。以下「条例」という。)第20条の規定により設置される下仁田町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会の議員

(2) 識見を有するもの

(3) 産業団体を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 環境保全に関心のたかいもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健環境課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成27年5月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

③ 下仁田町環境基本計画推進会議運営要綱：平成19年告示第48号

(目的)

第1条 この告示は、下仁田町環境基本条例(平成19年下仁田町条例第16号。以下「条例」という。)第21条の規定により設置される下仁田町環境基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において用いる用語の意義は、条例の例による。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 識見を有するもの
- (3) 産業団体を代表する者
- (4) 町民の代表
- (5) 保健環境課長
- (6) 町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、第3条第1号の者をもって充て、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、第3条第5号の者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調整部会)

第7条 推進会議に、下仁田町環境基本計画調整部会(以下「調整部会」という。)を置くことができる。

2 調整部会は、推進会議の所掌事項について、調査、検討する。

3 調整部会は、部会長、副部会長、部会員で組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

4 部会長は、調整部会を代表し、会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 調整部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 推進会議及び調整部会の庶務は、保健環境課において行う。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則(平成28年8月29日告示第111号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

④ 下仁田町環境美化に関する条例：平成17年条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民、事業者、所有者の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全な生活環境のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。

(2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。

(3) 所有者 町内に土地又は建物を所有又は占有若しくは管理する者をいう。

- (4) 公共の場所 道路、河川、公園、水路、広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物をいう。
- (6) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号から第11号の2に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに自転車(機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。)をいう。
- (7) 不法投棄 廃棄物や自動車等をみだりに投棄すること又は廃棄物の不適正な埋立処分をすることをいう。
- (8) ごみ 廃棄物のうち缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他散乱性の高い廃棄物をいう。
- (9) 家庭ごみ 家庭系一般廃棄物及び甘楽西部環境衛生施設組合(以下「組合」という。)が認めた事業系一般廃棄物をいう。
- (10) ポイ捨て ごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (11) 落書き 公共の場所及び他人の土地、建物又は工作物に許可を得ることなく、ペイント、墨、フェルトペン等によりみだりに文字、模様などを描き、汚損することをいう。
- (12) 放置 自動車等が正当な権限に基づき決められた場所以外に相当な期間にわたり置かれていることをいう。
- (13) ふんの放置 飼い犬猫等(以下「ペット」という。)が公共の場所及び他人の占有する場所において行った排泄物(以下「ふん」という。)を、ペットの所有者又は管理者(以下「飼い主」という。)が持参した袋に収納し持ち帰る等、適切な処理を行わないことをいう。
- (14) 自動販売機 工場、事務所等の敷地内又は建物の内部に設置し、当該敷地又は建物関係者以外の者が利用できない、若しくはごみのポイ捨てのおそれがないと認められる場所に設置された以外の自動販売機をいう。
- (15) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう。
- (16) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地のうち、所有者が使用していない又は使用していないと同様の状態にある土地をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するために必要な次の施策を総合的に実施するとともに、町民、事業者、所有者、関係諸団体(以下「関係者」という。)に対して必要な協力を要請するものとする。

- (1) 不法投棄及びごみのポイ捨ての防止等に関する関係者の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 自動車等の放置及びふんの放置の防止等に関する関係者の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。
- (3) 空き地の管理及び家庭ごみの搬出マナーの向上等に関する関係者の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。
- (4) 環境美化パトロールの実施に関すること。
- (5) 関係者が実施する自主的な美化活動の推進に関すること。
- (6) その他環境美化に必要と認める事項
- 2 町は、環境美化の施策を推進するため、近隣の自治体と連絡、調整を図るものとする。

(町民の責務)

- 第4条 町民は、自宅周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。
- 2 町民は、家庭の外で自ら生じさせたごみは持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。
- 3 町民は、地域社会における連帯意識を高めるとともに、地域の環境美化のための自主的な活動を推進するよう努めなければならない。
- 4 町民は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、自己の施設及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。
- 2 事業者は、前項に規定する事業者の責務について、従業員等その事業活動に従事する者に周知するとともに、環境美化意識の啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者の責務)

- 第6条 所有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する土地、建物及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 所有者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、不法投棄をしてはならない。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。

(自動車等放置の禁止)

第9条 自動車等の利用者は、自動車等を放置することにより、生活環境を悪化させてはならない。

2 軽車両及び自転車を所有する者は、氏名等を明記し、その所有が判明するようにしなければならない。

(ふんの放置の禁止)

第10条 ペットの飼い主は、ペットのふんの放置をすることにより公共の場所及び他人の土地を汚損してはならない。

2 飼い主は、ペットを散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯し、ペットがふんをしたときは、直ちにそのふんを回収しなければならない。

(落書きの禁止)

第11条 何人も、落書きをしてはならない。

(屋外における燃焼行為の制限)

第12条 何人も、地域の慣習、宗教上の儀式行事、教育活動又はたき火に伴う燃焼行為であって、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがないと認められるもののほかは、燃焼に伴ってばい煙が発生するものを屋外で燃焼させてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 自動販売機により容器入り飲食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等のごみが投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のごみのうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第14条 空き地の所有者は、投棄された廃棄物を放置し、又は雑草等を繁茂させ周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(家庭ごみ出しの遵守事項)

第15条 組合が設置したごみ集積所に家庭ごみを搬出する者(以下「搬出者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地域の家庭ごみの収集日
- (2) 家庭ごみの排出時間
- (3) 家庭ごみの分別方法
- (4) 定められたごみ集積所の利用
- (5) その他組合の定める事項

2 搬出者は、利用するごみ集積所及びその周辺の衛生管理に努めなければならない。

(情報提供及び措置)

第16条 関係者は、不法投棄箇所、ごみのポイ捨て箇所、自動車等の放置箇所等又は、その行為者を発見したときは速やかに町長に情報提供するものとする。

2 町長は、前項の情報提供を受けたときは、速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならない。

(指導又は勧告)

第17条 町長は、第7条から第14条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。

(措置命令)

第18条 町長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者に対し、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、前条の規定による措置命令を受けた者に対し、その措置命令による改善状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

(立入調査)

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長が指定した職員に、不法投棄箇所、ごみのポイ捨て箇所、自動車等の放置箇所、自動販売機が設置されている土地若しくは建物、空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第21条 町長は、第18条の規定により必要な措置を講ずるよう命じられた者が、その措置命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(環境美化推進員)

第22条 町長は、環境美化の推進について熱意と見識を有する者のうちから、環境美化推進員を委嘱することができる。

2 環境美化推進員は、町が実施する施策に協力し、その他環境美化の推進に関する活動を行うものとする。

(美化活動の支援)

第23条 町長は、公共の場所における清掃、ごみのポイ捨ての防止に関する意識啓発その他の自主的な美化活動を行う者に対し、その活動に必要な支援を行うことができる。

(顕彰)

第24条 町長は、環境美化に貢献した者に対し、顕彰を行うことができる。

(環境美化の日)

第25条 町長は、環境美化の推進について、関係者の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

⑤ 下仁田町環境美化に関する条例施行規則：平成 17 年規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、下仁田町環境美化に関する条例(平成 17 年下仁田町条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において用いる用語の意義は、条例に定めるところによる。

(回収容器の設置及び管理)

第 3 条 条例第 13 条に規定する回収容器は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、ごみのポイ捨てを防止するに十分な大きさであること。
- (3) 缶、瓶、ペットボトル、燃えるもの等、組合が定める分別方法による表示を行い、分別再資源化が容易に行えるものであること。

(情報提供及び措置)

第 4 条 条例第 16 条に規定する関係者からの不法投棄等の情報は、不法投棄情報受付処理簿(様式第 1 号)により管理するものとする。

2 町長は前項の受付を行ったとき、あらかじめ指定した職員(以下「指定職員」という。)をもって速やかに現地調査を行い、不法投棄等の事実を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

(措置に関する様式)

第 5 条 条例第 17 条に規定する勧告は、違反行為是正勧告書(様式第 2 号)により、条例第 18 条に規定する措置命令は、違反行為措置命令書(様式第 3 号)により、条例第 19 条に規定する報告の徴収は、措置命令改善状況報告書(様式第 4 号)により行うものとする。

(身分証明)

第 6 条 条例第 20 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 5 号)とする。

(美化活動の支援)

第 7 条 条例第 23 条に規定する自主的な美化活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 活動区域内におけるごみ等廃棄物の収集や除草
- (2) 活動区域内における草花の植栽
- (3) 活動区域内におけるごみ集積所の清掃等の維持管理活動
- (4) その他環境美化に貢献すると町長が認める活動

2 条例第 23 条に規定する自主的な美化活動に必要な支援は、次の物品の提供とする。

- (1) 収集したごみ、草木等の収納袋の配布
- (2) 清掃活動に使用する用具の貸し出し

3 前項に規定する物品の提供を受けようとする者は、美化清掃作業物品申込書(様式第 6 号)により、町長に申し出るものとする。

4 町長は、美化清掃作業物品申込書の記載内容が適正と認めるときは、予算又は所有する物品の範囲内において物品の提供をすることができる。

5 美化活動を行った者は、その活動終了後速やかに美化清掃作業実施報告書(様式第 7 号)により、町長に活動状況等を報告するとともに、収集したごみ等は組合が定めた分別方法により区分し、組合清掃センターに搬入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、町長と別途協議のうえ排出するものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

⑥ 下仁田町群馬県の生活環境を保全する条例施行規則：平成 12 年規則第 29 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 騒音及び振動に関する届出及び処分

第 1 節 特定工場等に関する届出及び処分(第 3 条—第 10 条)

第 2 節 特定建設作業に関する届出及び処分(第 11 条・第 12 条)

第 3 節 飲食店営業等に関する処分(第 13 条)

第 3 章 公害防止責任者に関する届出(第 14 条・第 15 条)

第 4 章 雑則(第 16 条—第 20 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、群馬県の生活環境を保全する条例(平成 12 年群馬県条例第 50 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第 2 章 騒音及び振動に関する届出及び処分

第 1 節 特定工場等に関する届出及び処分

(騒音特定施設等の設置の届出)

第 3 条 条例第 64 条第 1 項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等設置届出書(様式第 1 号)の正本及びその写し 1 通を下仁田町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

2 条例第 64 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音特定施設等の型式及び公称能力
- (4) 騒音特定施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第 64 条第 2 項(条例第 65 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置に伴う届出)

第 4 条 条例第 65 条第 1 項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等使用届出書(様式第 2 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

(騒音特定施設等の数等の変更の届出)

第 5 条 条例第 66 条第 1 項の規定による届出をする者は、条例第 64 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音特定施設等の種類ごとの数変更届出書(様式第 3 号)、条例第 64 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更の届出

にあつては騒音等の防止の方法変更届出書(様式第 4 号)の正本及びその写し 1 通を、町長に提出しなければならない。

2 条例第 64 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更の届出書には、当該変更に係る騒音特定施設等の種類ごとに第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第 66 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による届出に係る騒音特定施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音特定施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合とする。

4 条例第 66 条第 2 項において準用する条例第 64 条第 2 項の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、第 3 条第 3 項に規定するものとする。

(騒音特定施設等の設置等の届出に係る受付書)

第 6 条 町長は、条例第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による届出を受けたときは、受付書(様式第 5 号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(計画変更勧告)

第 7 条 条例第 67 条の規定による勧告は、騒音特定施設等計画変更勧告書(様式第 6 号)によってするものとする。

(改善勧告及び改善命令)

第 8 条 条例第 68 条第 1 項の規定による勧告は、騒音特定施設等改善勧告書(様式第 7 号)によってするものとする。

2 条例第 68 条第 2 項の規定による命令は、騒音特定施設等改善命令書(様式第 8 号)によってするものとする。

(氏名の変更等の届出)

第 9 条 条例第 70 条第 1 項において準用する条例第 20 条の規定による届出をする者は、条例第 64 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(様式第 9 号)、特定工場等に設置する騒音特定施設等のすべての使用の廃止の届出にあつては騒音特定施設等使用廃止届出書(様式第 10 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第 10 条 条例第 70 条第 2 項で準用する条例第 21 条第 3 項の規定による届出をする者は、承継届出書(様式第 11 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

第 2 節 特定建設作業に関する届出及び処分

(特定建設作業の実施の届出)

第 11 条 条例第 71 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をする者は、特定建設作業実施届出書(様式第 12 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

2 条例第 71 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 特定建設作業に使用される群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成 12 年群馬県規則第 109 号)別表第 16 に規定する機械の名称、型式及び仕様

(3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第 71 条第 3 項の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

(改善勧告及び改善命令)

第 12 条 第 8 条第 1 項の規定は条例第 72 条第 1 項の規定による特定建設作業の改善等の勧告について、第 8 条第 2 項の規定は条例第 72 条第 2 項の規定に基づく特定建設作業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

第 3 節 飲食店営業等に関する処分

第 13 条 第 8 条第 1 項の規定は条例第 77 条第 1 項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の勧告について、第 8 条第 2 項の規定は条例第 77 条第 2 項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

第 3 章 公害防止責任者に関する届出

(公害防止責任者の届出)

第 14 条 条例第 87 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、公害防止責任者を選任した日から 30 日以内に、公害防止責任者選任(死亡・解任)届出書(様式第 13 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る公害防止責任者が死亡したとき又はこれを解任したときは、その日から 30 日以内に公害防止責任者選任(死亡・解任)届出書の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

(公害防止責任者の承継届出)

第 15 条 条例第 88 条で準用する条例第 21 条第 3 項の規定による届出をする者は、承継届出書(様式第 11 号)の正本及びその写し 1 通を町長に提出しなければならない。

第 4 章 雑則

(立入検査の身分証明書)

第 16 条 条例第 125 条第 2 項の証明書は、様式第 14 号のとおりとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第 17 条 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク並びに様式第 15 号のフレキシブルディスク提出書を提出することにより行うことができる。

(1) 様式第 1 号(別紙を含む。)による届出書

(2) 様式第 2 号(別紙を含む。)による届出書

(3) 様式第 3 号(別紙を含む。)による届出書

(4) 様式第 4 号(別紙を含む。)による届出書

(5) 様式第 9 号による届出書

(6) 様式第 10 号による届出書

(7) 様式第 11 号による届出書

(8) 様式第 12 号(別紙を含む。)による届出書

(9) 様式第 13 号(別紙を含む。)による届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第 18 条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 日本工業規格 X6221 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(2) 日本工業規格 X6223 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第 19 条 第 17 条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、前条第 1 号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格 X6222、同条第 2 号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格 X6224 又は X6225

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X0605

(3) 文字の符号化表現については、日本工業規格 X0208 附属書 1

2 第 64 条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X0201 及び X0208 による図形文字並びに日本工業規格 X0211 による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第 20 条 第 64 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6221 又は X6223 によるラベ

ル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- (1) 届出者又は報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出年月日又は報告年月日

⑦ 下仁田町浄化槽工コ補助金交付要綱：平成 23 年告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 下仁田町浄化槽整備事業により、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、下仁田町補助金等に関する規則(昭和 49 年下仁田町規則第 4 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 補助金は、当該年度内に整備する浄化槽であり、次に掲げる要件をすべて満たすものについて交付する。

- (1) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を確認できること。
- (2) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を原則として撤去処分すること。
- (3) 下仁田町浄化槽整備事業により整備する浄化槽であること。
- (4) 当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること。(下仁田町浄化槽整備事業条例第 9 条の規定に基づく使用開始の届出が町長に提出できるもの。)

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	補助額
5 人槽	60,000 円
7 人槽	70,000 円
10 人槽以上	80,000 円

⑧ 下仁田町浄化槽整備事業条例：平成 19 年条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共用水域に配慮した生活排水処理を推進するため、下仁田町(以下「町」という。)による浄化槽の適正な設置、維持管理等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿及び雑排水(以下「汚水」という。)を併せて処理する浄化槽のうち、各戸ごと(集合住宅等は各住宅ごと及び、複数戸を一つで処理

附 則(平成 27 年 12 月 25 日規則第 28 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽使用開始後すみやかに、交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽使用開始届出書
- (2) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況、撤去後の状況及び撤去物を確認できる写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 5 条 町長は、前条の交付申請書の提出がされたときは、これを審査し、補助金の交付要件を満たすと認められるときは、交付確定通知書(様式第 2 号)により当該申請者あて通知する。

(請求及び支払い)

第 6 条 町長は、前条の規定により交付額の確定後、交付請求書(様式第 3 号)による申請者の請求に基づき補助金を交付する。

(確定の取り消し等)

第 7 条 町長は、次の各号に該当したときは、交付確定の取消しや、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 条例、規則及びこの要綱に違反したとき。
- (3) その他、町長が特に必要と認めるとき。

附 則(平成 27 年 1 月 29 日告示第 7 号)

この告示は、公布の日から施行する。

する場合は複数戸ごと。)に処理するものであって、町が設置するものをいう。

(2) 住宅所有者等 既に使用している住宅、事業所等の所有者又は建築中若しくは建築しようとする住宅又は事業所等の建築主をいう。

(3) 使用者 この条例に基づき設置された浄化槽を使用して汚水を処理する者をいう。

(4) 前各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法で使用する用語の例による。

(処理区域)

第3条 浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域(以下「処理区域」という。)は、町全域とする。

(設置の申請)

第4条 処理区域内の住宅所有者等は、町長に対し、浄化槽の設置を申請することができる。ただし、次の各号に該当する者は申請できない。

- (1) 借地等で土地所有者の承諾の得られない者
- (2) 町税滞納者

(設置工事計画の作成等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、設置工事計画を作成し、当該申請を行った住宅所有者等(以下「申請者」という。)の承認を求めるとする。

2 申請者は、設置工事計画を承認するときは、町長に対し、承認書を提出し、浄化槽の設置において必要な協力をしなければならない。

3 申請者は、設置工事計画に異議のあるときは、町長に対し、変更を求めることができる。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 町長は、浄化槽の設置において、申請者に対し、別表第1に定める分担金を徴収するものとする。

2 前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該額及び納付に必要な事項を通知しなければならない。

(標準的な経費を超える費用の賦課及び徴収)

第7条 町長は、浄化槽の設置において、申請者に対し、規則で定める標準的な経費を超えるときは、当該費用を徴収するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項において準用する。

(設置完了の通知)

第8条 町長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、浄化槽の使用を開始、休止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第10条 町長は、浄化槽の使用において、使用者に対し、別表第2に定める使用料を徴収するものとする。

2 使用料は、使用月ごとに、下仁田町財務規則(昭和50年下仁田町規則第5号)に定める納入通知書又は口座振替の方法により徴収するものとする。

3 使用料は、定められた期日までに納入しなければならない。

4 使用月の途中において浄化槽の使用を開始、休止、又は廃止したときも当該月の使用料は1ヵ月分として算定する。

(使用料の減免)

第11条 町長は、特に必要があると認める場合には、使用料を減額、又は免除することができる。

(電気料金及び水道料金の負担)

第12条 使用者は、浄化槽の使用、保守点検、清掃等に係る電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

(資料の提出)

第13条 町長は、申請者及び使用者に対し、浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保管義務等)

第14条 申請者、使用者及び浄化槽が設置されている土地について権限を有する者は、浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 使用者は、町が行う保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(使用者の変更)

第15条 浄化槽を使用する住宅所有者等に変更があったときは、町長に届け出なければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成24年6月8日条例第20号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

◎ 下仁田町有価物集団回収事業補助金交付要綱：平成5年告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能なごみ(以下「有価物」という。)を集団回収した団体に対して下仁田町補助金等に関する規則(昭和49年下仁田町規則第4号)及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付し、もって有価物集団回収事業を推進しごみの減量化及び資源の再生利用を図ることを目的とする。

(対象有価物)

第2条 補助の対象となる有価物の種類、回収単位及び換算率は別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する有価物の種類ごとの回収単位による数量に換算率を乗じて得た数(小数点以下の端数切り捨て)に5円を乗じて得た金額とする。

(交付申請)

第4条 有価物の集団回収を行った団体(以下「団体」という。)は、下仁田町有価物集団回収事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書を受け、申請内容が適正と認めるときは、下仁田町有価物集団回収事業補助金交付決定書(様式第2号)により通知し、補助金を交付する。

2 補助金は随時交付する。

(補助金の返還)

第6条 町長は、不正手段により補助金の交付を受けた団体がある場合には交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成27年7月23日告示第116号)

号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

⑩ 下仁田町ごみ収納箱設置事業補助金交付要綱：平成17年告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの衛生的かつ効率的な収集に寄与する目的で設置するごみ収納箱等の設置費用について、下仁田町補助金等に関する規則(昭和49年下仁田町規則第4号)によるほか、この要綱の規定により予算の範囲内で補助金を交付し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ収納箱 甘楽西部環境衛生施設組合(以下「組合」という。)が定める分別方法、収集方法で家庭から搬出される一般廃棄物、又は組合が認める事業系一般廃棄物を組合が収集するまでの間、動物などが荒らさないよう保管する為の金属製又はプラスチック製若しくは木製等容易に破損しない構造を持つ箱又は小屋をいう。

(2) ごみ収集ネット 前号のごみ収集箱と同様の目的で使用されるプラスチック製又は金属製等の網をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内に住所を有し、かつ、居住している2以上の世帯を代表する者とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、ごみ収納箱又はごみ収集ネット(以下「ごみ収納箱等」という。)の購入に要する費用の2分の1の額とし、5万円を限度とする。

2 補助金額に、1,000円未満の端数がある場合、その額は切り捨てる。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみ収納箱等購入後速やかに、下仁田町ごみ収納箱設置事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、下仁田町ごみ収納箱設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定を行うものとする。

(補助金交付の取り消し)

第7条 町長は、補助対象者が不正な手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置者の責務)

第9条 ごみ収納箱等を設置した者は、ごみ収納箱等の定期的な点検及び清掃を行い、ごみ収納箱等及びその周辺環境が常に良好な状態となるよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

⑪ 下仁田町老朽空家除却補助金交付要綱：平成28年告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、老朽化して倒壊などのおそれのある空家等を除却する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関

し、下仁田町補助金等に関する規則(昭和49年下仁田町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義について

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 町内に所在する自己の居住の用に供していた建築物(併用住宅を含む。ただし、倉庫、塀等を除く。)で使用されていないことが常態化しているものをいう。

(2) 老朽空家 老朽空家の認定に係る申請を行った、次の各号のいずれかに該当する空家をいう。
ア 昭和56年5月31日以前に建築の建物であり、別表に定める老朽空家の判定基準で100点以上と評価された空家

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する助言や指導が行われた空家。(ただし、法第14条第2項及び第3項に規定する、措置をとることの勧告を受け又は、命ぜられた場合はこの限りでない。)

(3) 除却工事 空家の全体を解体し、撤去し、更地にした後に不陸整正する工事をいう。

(補助の対象)

第3条 本補助金の交付の対象となる空家は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 第5条の規定による補助対象経費が200,000円以上であること。

(2) アパートの用途で建築した建物でないこと。

(3) 空家に抵当権が設定されていないこと。

(4) 町内事業者(町内に事業所を有する事業者をいう。)が施工する除却工事であること。

(5) 補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと。

(6) 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。

(7) この要綱以外に、他の補助制度を利用する場合で当該補助制度との重複計上が認められないもの

(8) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの

(9) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないもの

(10) 本助成事業の利用が、1人1回とする。

(11) 年度末までに完了報告ができること。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該老朽空家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税家屋台帳等)に所有者として記録されている者(以下「所有者」という。)。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者(以下「相続人」という。)とする。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。ただし、前項第2号の規定により補助対象者となった者については、この限りでない。

(1) 所有者の他に所有権その他の権利(共有名義の場合の持分権及び賃借権を含む。)を有する者(以下「所有者等」という。)がある場合、又は、当該空家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合の除却について、全ての所有者等の同意を得られない者

(2) 相続人が複数の場合において、当該危険空家の除却について、全ての相続人の同意を得られない者

(3) 第17条に規定する立入検査等に同意できない者

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、除却工事に要した工事費(家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内とし、200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に、次に掲げる書類を添えて、下仁田町老朽空家除却補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(1) 除却工事実施(変更)計画書(様式第2号)

(2) 現場写真

(3) 平面図

(4) 除却工事を発注する町内業者からの見積書の写し

(5) 住宅の所有者が確認できる書類(登記事項証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書等)

(6) 所有者が複数の場合は、除却工事施工同意書(様式第3号)

(7) 相続人が複数の場合は、確約書(様式第4号)

(8) 町税等に滞納がない旨の申立書(様式第5号)

(9) 紛争が生じた場合、責任を持って解決することを記した誓約書(様式第6号)

(10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、下仁田町老朽空家除却補助金交付決定通知

書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更又は、中止する場合においては、下仁田町老朽空家除却補助金交付(変更・中止)承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、町長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、交付の決定がなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第11条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 前項のほか、申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに、下仁田町老朽空家除却補助金交付実績報告書(様式第9号)に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに下仁田町老朽空家除却補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第17条 町長は、補助対象の空家について、第2条に規定する要件を満たすかどうかを判断するとき、又は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(関係書類の保管)

第18条 当該補助金の交付に係る関係書類一式を当該補助金を交付した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(跡地の管理)

第19条 交付決定者は、補助金の交付を受けて、老朽空家を除却した後、土砂等の流出、雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他手続については、同日後もなお従前の例による。

下仁田町環境基本計画

発行・編集 下仁田町保健環境課

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 111-2

下仁田町保健センター内

T E L 0274-82-5490 FAX 0274-70-3013

E-mail kankyo@town.shimonita.gunma.lg.jp